

平成 29 年度

事務事業概要

企画部

目 次

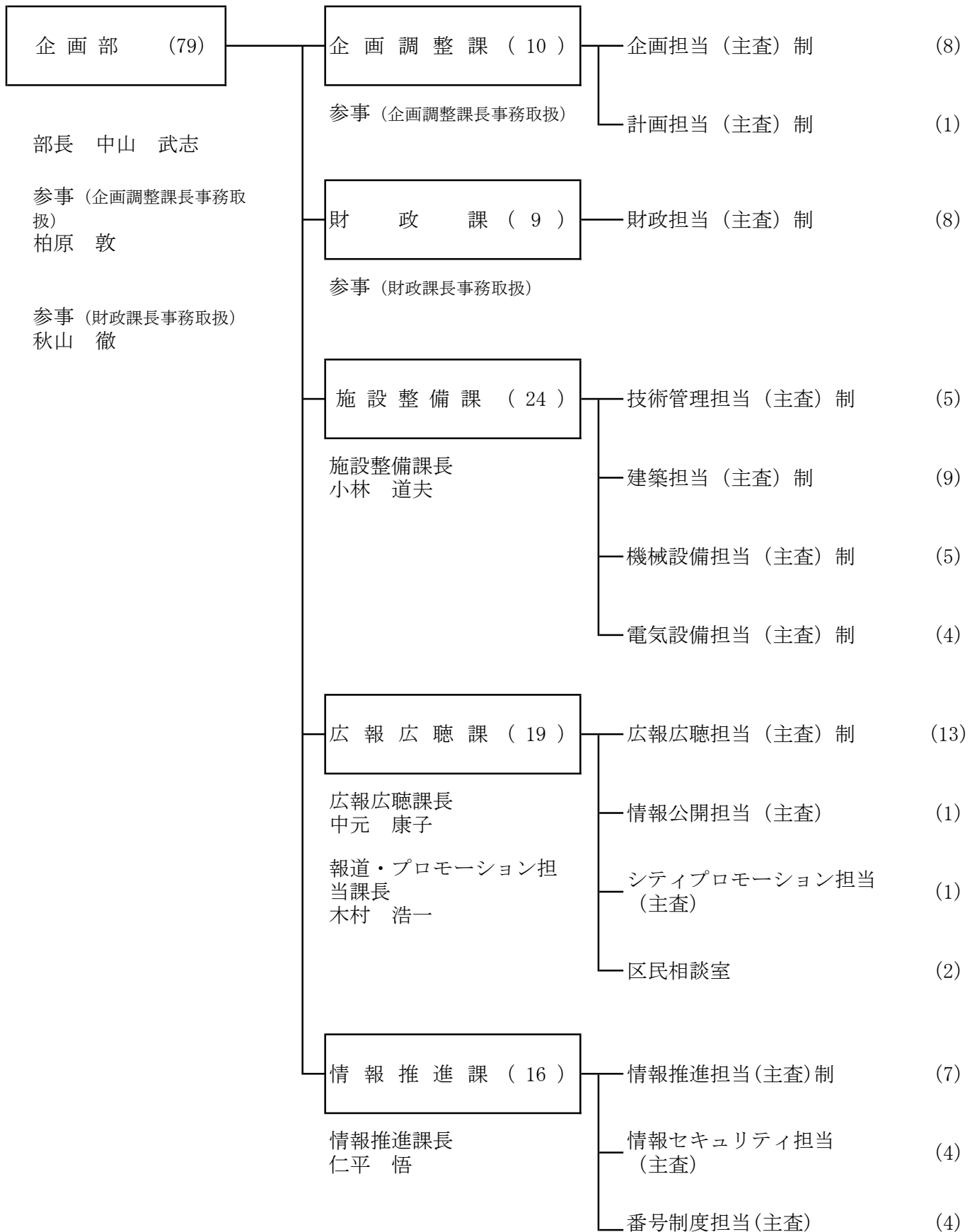
◇ 企画部の役割	1 頁
◇ 企画部組織図	2 頁
◇ 各課の事務事業概要	
・企画調整課	3 頁
・財政課	6 頁
・施設整備課	8 頁
・広報広聴課	11 頁
・情報推進課	21 頁

企画部の役割

企画部は、企画調整課、財政課、施設整備課、広報広聴課、情報推進課によって構成され、その共通の役割は、区長・副区長の補佐ならびに各部の支援である。このため、組織内の情報流通を活性化させつつ、各部課間の調整を図り、行財政計画の立案や行財政改革の推進、組織の改正、事務事業の進行管理、予算案の作成、計画的な施設整備、広報広聴活動の展開、シティプロモーション事業の充実、情報施策の推進、個人番号の活用を含めた情報システムの整備・運用、セキュリティの向上などを行う。

平成29年度においては、計画期間の終期に入った現行の長期基本計画の検証・評価を行うとともに、新たな施策に意欲的に挑戦するための総合調整および事業推進を支援する。また、国の施策や社会経済環境の変化に即応し、実効性のある施策を推進するとともに、引き続きスクラップ・アンド・ビルドによる不断の行財政改革を進め、健全財政の維持と財政規律の徹底を図る。

企 画 部 組 織 図



() 内は職員数。

企画調整課事務事業概要

1 他課との連携事業

(1) CATV事業

CATV事業のうち、番組制作等は広報広聴課が担当。

2 分掌事務

企画担当

- (1) 部の予算、決算および会計の総括に関する事。
- (2) 部の人事に関する事。
- (3) 事業の進行管理および事務改善に関する事。
- (4) 部内他課との連絡調整に関する事。
- (5) 区政の総合調整に関する事。
- (6) 区政の企画および調査の基本的事項に関する事。
- (7) 行政組織に関する事。
- (8) 経営会議および政策推進会議に関する事。
- (9) 特命事項に関する事。
- (10) 株式会社品川都市整備公社との連絡調整に関する事。
- (11) 株式会社ケーブルテレビ品川との連絡調整に関する事。
- (12) 部内他課、係に属しない事。

計画担当

- (1) 行政計画に関する事。
- (2) 区の政策に係る調査研究に関する事。
- (3) 行政評価に関する事。

3 事務事業内容

企画担当

(1) 総合調整

区政の円滑な運営や新規施策立案のため、総合的立場からの調整・助言を行い、首脳部を補佐する。

① 経営会議

区政運営の最高方針および重要事項の審議、各部門相互の総合調整ならびに業績評価を行うため、経営会議を開催する。

② 各部課間の調整

各部課における事務事業の執行において、特に調整を要する事項について、各部課相互の調整および助言を行う。

(2) 行政組織

各部の業務遂行をサポートし、組織の円滑な運営を図る。また、行政需要および社会情勢に適時適切に対処するため、組織のあり方について常に必要な検討を行う。

(3) 主要事業の進行管理

予算編成時などにおいて、今後展開する事務事業について、長期基本計画、総合実施計画等との整合・調整を図り、総合的な視野から、財政課と連携して主要となる重点事業の選択を行う。

重点事業について、定期的に事業の進捗状況を把握するとともに、執行上問題がある場合は、原因の究明および適切な措置をとり、事業の円滑な執行を確保する。

平成 29 年度は、歳入 8 項目、歳出 57 項目を選定し、進行管理を行う。

(4) 国や都との調整および制度改革等への対応

基礎自治体優先の原則を踏まえ、国や都区の役割分担の見直しなど、制度改革等に機動的に対応する。また、国家戦略特区などを活用した規制緩和や地方創生、その他区政に密接に関連する国および都の施策について、情報の収集、要望活動および折衝等を行う。

計画担当

(1) 行政計画の策定

長期基本計画、総合実施計画等の区の施策推進のための柱となる行政計画の検証・評価を行うとともに、新たな計画の策定に向けた調整を行う。

(2) 政策にかかる調査研究

時機を捉えた効果的な政策立案につなげるため、人口推計をはじめ、特別区の統計等を作成するほか、施策遂行に必要な様々な調査・分析を行う。

財政課事務事業概要

1 分掌事務

- (1) 財政の計画および調整に関すること。
- (2) 予算の編成、配当および執行の調整に関すること。
- (3) 財政状況の公表に関すること。
- (4) 区債に関すること。

2 事務事業内容

(1) 財政計画の策定

社会経済情勢の変化や区民の要望に適切に対応し、かつ、健全な財政運営の維持を図るため、国・都の施策や予算の動向に留意しつつ、本区の実情を加味し長期的な視点も踏まえて、予算編成の指針となる年間の財政計画（フレーム）を策定する。

(2) 都区財政調整交付金の算定

東京 23 区の特例として、「都区財政調整制度」が運用されている。この制度に基づき、都区協議や各種の数値確認などを行い、特別区財政調整交付金を算定し、都と特別区間および特別区相互間の財源配分の均衡化を図るとともに、品川区行政の自主的かつ計画的な運営を確保する。

(3) 決算統計の作成（地方財政状況調査）

地方財政に関する統計調査で、毎年定期的（6月）に行われ、都を經由して総務省へ提出する。この統計は、地方財政計画策定のための財政分析あるいは統計年報、地方財政白書等の資料として活用される。

(4) 予算の編成

予算編成に関する基本方針に基づき、年間予算として編成する。

また、年度途中で緊急に予算措置を必要とする経費については、補正予算として編成する。

なお、平成 29 年度各会計当初予算額は、次のとおりである。

一般会計	164,536,000 千円
国民健康保険事業会計	44,269,820 千円
後期高齢者医療特別会計	7,932,711 千円
介護保険特別会計	24,939,418 千円
災害復旧特別会計	1,500,000 千円
合 計	243,177,949 千円

(5) 予算の配当および執行管理

各部が策定する予算執行計画に基づく予算の配当を行い、その執行状況を把握するため、各四半期毎に提出される収支状況報告書等により事業の進捗状況を把握し、的確な予算執行の確保に努める。

(6) 財政状況の公表

「品川区財政状況の公表に関する条例」に基づき、毎年6月と12月に歳入歳出予算の執行状況、区民負担概況、財産、地方債および一時借入金現在の高等を広報「しながわ」および区ホームページに掲載し、区民に公表する。

この他、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、新地方公会計制度に基づく財務4表についても、区民に公表する。

(7) 区債の借入れおよび償還

公共施設建設や用地取得等で、多額の資金を必要とする場合や、事業の効果が将来に渡り後年の世代にも応分の負担を求めることが妥当な場合について、起債する。借入れについては、政府、銀行等から資金調達し、25年以内で償還する。

平成28年度末の区債現在高は、14,743,914千円である。

(8) 新公会計制度の導入に向けて

新たな財務情報を活用した行政経営マネジメント力の向上や、区民へ分かりやすい財務情報を開示するため、平成30年度から、人件費を含むトータルコストを組織別・事業別に把握できる予算科目体系に整理し、新公会計制度に対応した予算編成を行う。合わせて、予算書、決算書等についても新様式に移行する。

施設整備課事務事業概要

1 他課との連携事業

- (1) 区有施設の整備計画や建設事業の執行受任
企画調整課、財政課、施設主管課と連携
- (2) 工事請負者の指導育成（工事成績評定など）
経理課と連携
- (3) 職員研修（建築士資格等取得助成）
人事課と連携

2 分掌事務

技術管理担当

- (1) 施設工事全般の進行管理および調整に関する事。
- (2) 施設工事の設計基準等の整備および運用に関する事。
- (3) 施設の整備計画に係る技術的支援および施設工事に係る技術的指導に関する事。
- (4) 施設の耐震化に係る計画および調整ならびに耐震に係る技術的指導に関する事。
- (5) 中長期改修計画に関する事。
- (6) 営繕技術に係る資料収集および調査研究に関する事。
- (7) 施設保全システムの運用に関する事。
- (8) 課内他係に属しない事。

建築担当(担当2)

- (1) 建築に係る技術的指導、設計および工事監理に関する事。
- (2) 建築に係る修繕工事の相談および調整に関する事。

機械設備担当

- (1) 機械設備に係る技術的指導、設計および工事監理に関する事。
- (2) 機械設備に係る修繕工事の相談および調整に関する事。

電気設備担当

- (1) 電気設備に係る技術的指導、設計および工事監理に関する事。
- (2) 電気設備に係る修繕工事の相談および調整に関する事。

3 事務事業内容

区有施設の建設や維持保全について、設計および工事監理者への指導や主管課との調整などを実施することにより、各部の様々な事業を技術的な側面からサポートしている。工事等実績および予算額は以下のとおり。

(1) 平成 28 年度工事等実績および平成 29 年度予算額

H29. 4. 1 現在

(単位：千円)

予 算 科 目 (款 別)	平成 28 年度実績		平成 29 年度の施設整備に係る 予算額	
	件数	金 額	件数	金 額
総 務 費	79	1,111,877	92	2,140,072
民 生 費	141	5,743,131	118	2,426,421
衛 生 費	28	221,725	36	238,975
産業経済費	14	229,072	7	683,000
土 木 費	24	1,285,667	12	1,043,521
教 育 費	30	1,621,955	32	2,364,692
計	316	10,213,427	297	8,896,681

(2) 平成 28 年度主要工事等実績

(工事)

- ① 総合庁舎熱源改修工事
- ② 平塚橋会館跡高齢者福祉施設および区営住宅等複合施設新築工事
- ③ 上大崎三丁目高齢者福祉施設等新築工事
- ④ 東五反田四丁目認知症高齢者グループホーム新築工事
- ⑤ 大井 3 丁目交流憩いの場新築工事
- ⑥ 中延一丁目区営住宅および従前居住者用住宅新築工事
- ⑦ しながわ区民公園水泳場改築工事
- ⑧ しながわ区民公園管理棟・売店改築工事
- ⑨ 芳水小学校改築工事
- ⑩ 高濃度 P C B 廃棄物 (安定器等) 処理業務

(設計)

- ① 荏原第四地域センター大規模改修工事实施設計
- ② 中小企業センター空調システム更新 (リース) に伴う改修工事实施設計
- ③ 東品川文化センター・シルバーセンター老朽配管改修工事实施設計
- ④ 戸越台複合施設大規模改修工事基本設計
- ⑤ 平塚シルバーセンター跡複合施設新築工事基本・実施設計
- ⑥ 品川区立障害児者総合支援施設新築工事实施設計
- ⑦ 城南小学校・城南幼稚園改築工事实施設計
- ⑧ 後地小学校改築工事基本設計

(3) 平成 29 年度主要工事等執行予定

(工事)

- ① 第二庁舎熱源改修工事
- ② 荏原第四地域センター大規模改修その他工事
- ③ 中小企業センター空調設備改修第一期工事
- ④ 南大井文化センター他 1 施設外壁改修その他工事
- ⑤ 八潮地区幼保一体化施設改修工事
- ⑥ 平塚シルバーセンター跡複合施設新築工事
- ⑦ 心身障害者福祉会館外壁改修その他工事
- ⑧ 品川区立障害児者総合支援施設新築工事
- ⑨ 中延一丁目区営住宅および従前居住者用住宅新築工事
- ⑩ 芳水小学校改築工事
- ⑪ 城南小学校改築工事

(設計)

- ① 八潮児童センター他 2 施設非構造部材耐震化その他工事实施設計
- ② 南大井文化センター他 1 施設外壁改修その他工事实施設計
- ③ 南ゆたか保育園改築基本・実施設計
- ④ 一本橋保育園改築基本・実施設計
- ⑤ 平塚シルバーセンター跡複合施設新築工事实施設計
- ⑥ 心身障害者福祉会館外壁改修その他工事实施設計
- ⑦ 戸越公園管理事務所改築工事基本設計
- ⑧ 月見橋の家・総務部分室新築工事基本・実施設計
- ⑨ 後地小学校改築工事实施設計
- ⑩ 戸越台中学校大規模改修工事实施設計

広報広聴課事務事業概要

1 他との連携事業

(1) CATV 事業

CATV 事業のうち、連絡調整は企画調整課が担当。

(2) 区民相談室の各種相談事業、犯罪被害者支援

人権週間に伴う街頭啓発活動については人権啓発課と連携、犯罪被害者支援については人権啓発課・地域活動課（生活安全担当）と連携。

2 分掌事務

- (1) 広報広聴活動の総合調整に関すること。
- (2) 広報紙、広報番組、区ホームページ等による区政情報の提供に関すること。
- (3) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (4) 区民の声、陳情等に関すること。
- (5) 世論調査等に関すること。
- (6) 区民意見公募手続制度に関すること。
- (7) 情報公開制度に関すること。
- (8) 個人情報保護制度に関すること。
- (9) 情報公開等審議会および行政不服審査会に関すること。
- (10) シティプロモーションの推進に関すること。
- (11) 区民相談室に関すること。

3 事務事業内容

<広報等事務>

(1) 広報紙

① 「区のおしらせ しながわ」(昭和 22 年開始)

区行政の普及および情報の提供を図り、区行政の円滑な運営に資する。

発行：定期号 35 回 毎月 1・11・21 日発行（新年特集号含む）

：特集号・臨時号 4 回

部数：136,000 部

配布：新聞折込み（日刊 6 紙） 115,500 部

広報スタンド等 7,000 部

34 駅 38 カ所、公衆浴場 28 カ所

区役所・地域センター等区立施設 6,800 部

区内郵便局 900 部

個別配送 986 部（29 年 4 月 1 日現在）

※平成 23 年度より外出困難な方に、平成 29 年より希望する方に実施。

平成 29 年度より電子書籍配信開始（多言語対応・読み上げ機能あり）

アプリ〔カタログポケット〕利用により閲覧可能)

②「外国語広報紙（英語版）」（平成6年開始）

外国人に、区行政の普及および情報の提供を図る。

発行：年11回（8月を除く4月～3月の各10日付）

部数：10,000部

配布：新聞折込み（英字3紙） 2,500部

広報スタンド（34駅38カ所） 4,000部

③「声の広報」（昭和52年開始）

目の不自由な方を対象に「声の広報」を発行し、区政の普及と情報提供を図る。

配布部数：33件（テープ19件・デージー14件）

※23年度からテープ版に加え、デージー版(CD-R)を開始。

(2)CATV事業

区民への情報伝達手段のひとつとして、ケーブルテレビ品川の区民チャンネルで区の提供番組を放送している。

① 開局 平成8年4月1日

区民チャンネル視聴可能世帯（累計）166,436世帯（29年2月末現在）

[全世帯数に対し78.4%]

有料加入件数（累計）27,409件（29年2末日現在）

[全世帯数に対し12.9%]

② 品川区広報番組「しながわホットほっと」 1回40分 1日5回放映

区からのお知らせ（10分）、わ！しながわニュース（20分）

区政特別番組（区政PR、サービス・施設紹介・啓発など）（10分または2分）

シリーズ番組（「泉 麻人 しながわ土地の記憶」、「三之助の笑顔いっぱい とっておきの品川」、「サヘルローズの天晴！品川」、「品川のチ・カ・ラ」各10分等）

長尺番組（小中連合音楽会、中学生の主張大会、民舞民踊大会など全編収録）

※ 製作した番組は、平成28年12月より区ホームページ上の「しながわネットTV」でも視聴可能

配信番組：わ！しながわニュース（20分）、語り継ぐ品川現代史（10分）、しながわほっとインフォメーション（2分） 等

(3)ホームページ等

① 品川区公式ホームページ

生活情報や施設案内、区の紹介、また、最新情報では、投票率や開票速報をお知らせする「選挙情報」も提供している。

総アクセス件数 4,524,942件（トップページ1,552,907件）（平成28年度）

平成11年度	品川区ホームページスタート（2/8）
平成13年度	サブページとして事業部ホームページを開設（11/1）
平成14年度	携帯電話用コンテンツを追加
平成19年度	新品川区ホームページ（リニューアル版）公開（6/1）

平成 20 年度	品川区ホームページ一体化終了（事業部ホームページ廃止） 運営要綱、作成ガイドライン、予算事前協議等の運用ルールを策定
平成 21 年度	平常時のメールマガジン配信開始
平成 22 年度	外国語翻訳 ASP サービス、災害用ホームページ CGI 作成
平成 23 年度	品川区メールマガジンの活用拡大、区公式ツイッター開始、災害時対応 HP 改修 緊急速報エリアメール導入
平成 24 年度	音声読み上げ機能導入、JIS 規格改正を受けたウェブアクセシビリティ対応検討
平成 25 年度	JIS 規格改正に伴うアクセシビリティ対応（運用ガイドラインの改訂）準備 ホームページリニューアル（H26 年度）に向けた準備 WEB 映像館の改修（プラグインソフトの変更 Flash⇒html5）
平成 26 年度	JIS 規格改正に伴うアクセシビリティ対応（運用ガイドラインの改訂） ホームページリニューアル、ホームページスマートフォン対応 品川区メールマガジンを気象情報等メール配信新システムに移行
平成 27 年度	車いす利用者向け道案内の動画配信
平成 28 年度	しながわ WEB 写真館リニューアル ホームページユーチューブ・フェイスブック対応、CMS更新検討
平成 29 年度 （予定）	JIS規格改正に伴うアクセシビリティ2016年版対応 ホームページトップページリニューアル、CMS更新 デジタルサイネージ設置

② メール配信

平成 21 年 7 月 テスト配信開始

平成 22 年 3 月 本格実施開始（パソコン向け、携帯電話向け）

平成 26 年 6 月 気象情報等を自動配信できる新メール配信システムに移行

配信内容：CATV 番組案内、広報紙情報、週末のイベント情報、
区からのお知らせ、防災気象情報

※平成 23 年度より緊急時・災害時情報の発信

登録アドレス数：約 4,400 件（平成 29 年 4 月 10 日現在）

③ ツイッター

平成 23 年 12 月 区公式ツイッター開始

フォロワー数：約 8,800 件（平成 29 年 4 月 10 日現在）

東日本大震災の経験をふまえ、緊急時・災害時の情報発信手段のひとつとして
平成 23 年度から導入。平常時はイベント情報などを配信している。

④ しながわネット TV(平成 28 年 12 月導入)

「しながわ WEB 映像館」をユーチューブに移行。グーグルやヤフーなどによる検索も可能。これまで CATV で放送したほとんどの区広報番組が視聴できる。

⑤ 品川区公式フェイスブック(平成 28 年 12 月導入)

フェイスブックを開設し、区内の出来事を紹介する「しながわ写真ニュース」
や「ツイッター」などを中心に様々な情報を配信。

⑥ 緊急速報エリアメール、緊急速報メール

平成 23 年 10 月 NTT ドコモ 緊急速報エリアメール導入

平成 24 年 3 月 KDDI、ソフトバンク 緊急速報メール導入

配信実績：平成 27 年度中の配信実績は 0 件

区が配信元となり、各携帯会社が提供するメール配信サービスを活用して、品川区内（区界で 200m 程度の誤差あり）のエリアに災害情報を配信する。

通常のメールマガジンと違い、配信時にエリア内にいるだけで受信が可能となり、事前登録は不要、自動ポップアップ機能により煩雑な操作を必要とせず情報入手することができる。また一斉同時配信が可能で、タイムラグが発生しにくいのも特徴。

⑦ しながわWEB写真館（インターネットサイト）（平成 19 年 3 月オープン）

区制 60 周年を記念し、区の 60 年の歩みとまちの変遷をまとめ記録写真をデータベース化した。

「品川区政年表」、記録写真を写真ごと・イベントごとに閲覧・検索できるコーナーがある。（現在の収蔵写真数 約 9,200 点）。

まちの変化を記録していくため、広報ボランティアによる定点撮影や航空写真の撮影（隔年）を継続している。（平成 29 年 3 月リニューアル）

(4) 緊急時情報発信ダイヤル（平成 25 年 9 月 1 日開設）

緊急時・災害時などに、電話回線を利用し、緊急情報等を音声で聞くことができる。電話番号は 3777-2292

(5) Shinagawa Info（インターエフエム放送）（平成 19 年 8 月開設）

平成 19 年 11 月 災害時における放送要請に関する協定締結

インターエフエム（89.7Mhz）で、月～金曜日に多言語（日本語と英語・中国語・韓国語・タガログ語）による広報番組をラジオ放送している。

放送内容は、ホームページ「Shinagawa Info」からも視聴でき、専用機器に録音もできる。

(6) パブリシティ

新聞社等報道機関へ、区政の動きや地域イベント等の情報提供を行う。

平成 28 年度実績

- ・情報発信 215 件、六大紙掲載 72 件（延 125 件）（掲載率 33.5%）
- ・情報提供等含めると、品川区の話題が六大紙に延べ 810 件掲載

予算案プレス発表 1 回

区長記者懇談会開催 1 回（その他、事業やイベント等の内容により、随時、区長記者発表を行う予定）

(7) **統合型ポスター**（平成 5 年開始）

B2 判、月 1 回発行。ただしイベント等が多い月は 2 回発行。

月ごとに区の行事・催し物、講座の案内や募集等を掲載。

掲示場所： 公共施設（約 90 カ所）、ふれあい掲示板（約 580 カ所）、
公衆浴場（約 27 カ所）

(8) **統合型ちらし**（平成 22 年 1 月：モデル実施、4 月：本格実施）

A3 判、月 1 回発行。ただしイベント等が多い月は 2 回発行。

月ごとのお知らせを一覧できるちらしで、各町会・自治会（203 団体）の回覧板により回覧。

部数 11,500 部

(9) **「区勢概要」・「ミニ区勢概要」**（昭和 25 年開始・平成 2 年開始）

品川区の施策を中心に、まちや品川の歴史や現在の状況等を、文章、写真、イラスト、データ等で知らせる。

「区勢概要」 5,000 部（2 年毎に改訂 平成 30 年 4 月発行予定）

「ミニ区勢概要」 900 部

(10) **「しながわガイド」・「品川区ガイドマップ」等**（昭和 48 年開始）

区民生活に必要な情報を掲載。転入者に配布。

「しながわガイド」 25,000 部

「品川区ガイドマップ」 30,000 部

「外国語版生活情報誌」・「品川区地図（外国人向け）」（2 年毎に改訂 平成 29 年度発行予定）

(11) **情報危機管理**

マスコミ対応、CATV【L字放送】、ホームページ、ラジオ放送、広報紙ミニ版、メール配信、ツイッター、緊急速報メール、緊急時情報発信ダイヤル、CATV【しながわテレビ・プッシュ】を活用して、緊急時、災害時に区対策本部発表等の情報を区民に提供する。

< **広聴等事務** >

(12) **陳情等への対応**

陳情や苦情・意見を受付け、所管課と連携して適切に対応し区政に反映させる。

平成 28 年度受付件数	窓口・郵送他	232 件
	メール	347 件

(13) **区政モニター制度**（昭和 56 年開始）

公募により区政モニター（20 歳以上）を委嘱し、区政に対する理解を深めてもらうとともに要望・意見等を制度的、継続的に聞き、区政運営に役立てる。

モニター数：50 人（平成 28～29 年度）

集会回数：年 4～5 回程度（この他、施設見学、体験レポートを随時実施）

モニターアンケート：年 1 回（モニター経験者を含め 250 人程度）、随時（50 人）

(14) **タウンミーティング**（平成 19 年開始）

品川のまちづくりについて、区長と区民が直接語り合う場として実施。

公募方式またはテーマ別方式により募集し、意見交換を行う。

参考；平成 28 年度はテーマ別方式を 2 会場で開催、参加者延 31 人

(15) **施設見学会**（昭和 54 年開始）

区民および区政モニターを対象に、年 2 回程度、主に区内の公共施設等を見学し、施設や区政についての理解を深める。

(16) **世論調査**（昭和 49 年開始）

隔年実施 第 22 回を平成 28 年度に実施。

① 調査期間

平成 28 年 6 月 24 日～平成 28 年 7 月 10 日

② 調査方法

調査員による個別面接法

③ 調査対象

区内在住の 20 歳以上の男女 1,500 人

④ 有効回答数

1,070 人（回収率 71.3%）

⑤ 調査項目

「定住性」「重点施策」など 10 分野 30 問程度

(17) **電子アンケート**（平成 15 年開始）

随時実施

様々な調査のプレ調査、補完調査としても実施。

(18) **「職員報ふれあい」**

職員が区の方針、政策を幅広く把握・理解し、区職員としての知識と意識を高めるため、また、主要施策の取り組みや職場の動きを特集し、区政の記録とするため

に発行する。

平成 18 年度から全教員・教職員にも配布。

「職員報ふれあい」 毎月 4,500 部（4・5 月合併号、その他は毎月、8 月休刊）

(19) 新イメージアップ運動 21 の推進（事務局）

区民に「品川区民でよかった（税金を払うことに納得できる）」と感じてもらえ、職員にとっては「品川区役所が行政のプロとして働き甲斐のある職場」と言える区役所であることを目標とした、全庁的なサービス向上運動を推進する。

平成 29 年度は、品川区基本デザインのリニューアルを予定。

(20) 品川区の広聴・情報公開

区政モニター集会といった集団広聴や陳情の受付などの個別広聴、世論調査などの調査広聴といった区が様々に行っている広聴活動と、情報公開制度の運用状況などを記録としてまとめる。

<パブリックコメント（区民意見公募手続）>

(21) パブリックコメント（平成 19 年開始）

区の総合的な計画、施策等を策定する過程においてその案を公表し、区民が意見を述べる機会を設けることにより、区政への区民参加および区政運営の透明性を高める。平成 28 年度は対象事案なし。

<情報公開>

(22) 情報公開・個人情報保護事務

昭和 62 年より情報公開制度の運用開始

平成 10 年 個人情報保護に関する規定を盛り込んだ「品川区情報公開・個人情報保護条例」施行

行政情報の公開および個人情報の保護に関する制度の適正で円滑な実施を確保するため、情報公開制度の総合的窓口として全庁的な連絡と調整、公開請求方法等の相談および情報公開等審議会の事務局を担う。

28 年度 行政情報公開請求の処理状況 (単位：件)

請求件数	全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
2,187	209	1,973	2	2	1

28 年度 自己情報の開示請求の処理状況 (単位：件)

請求件数	全部開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ
80	57	17	3	3	0

<行政不服審査会>

(23) 行政不服審査会の事務局に関すること

行政処分に対する審査請求（情報公開等の請求に係る決定に対する審査請求は適用除外）に係る諮問に応じて審議を行う機関である行政不服審査会の事務局を担う。

平成 28 年度実績 諮問 3 件
答申 3 件

<シティプロモーション>

(24) シティプロモーションの推進に関すること

将来の人口減少社会における都市間競争を見据えて、定住人口を獲得するため、2020 年に向けたまちの変化を契機とし、区の持つ魅力を積極的に発信する。

そのことにより、区民が区への誇りと愛着を一層深めると共に、区外からの来訪者や転入者を増やすことで、さらに活力のある品川区をつくる。

平成 29 年度は、各種プロモーション活動の中でさらなる区民参加を促す。

① キャッチコピー・ロゴマーク・サウンドロゴ・アニメーション

平成 27 年度、キャッチコピーを全国公募し、684 件の応募作品から「わ！しながわ」を選定。このキャッチコピーをもとにロゴマーク、サウンドロゴ、アニメーションを制作した。品川区公式ホームページからダウンロードすることができる。

② シティプロモーション特設サイト

開設 平成 28 年 10 月

内容 わ！しながわって？／住み続けたい理由／しながわMAP／

限定ムービー シティプロモーション動画「不動麗子が今日も行く」

③ わ！しながわ魅力発信事業（品川区シティプロモーション認定事業）

平成 27 年度、品川区の魅力発信につながる事業や活動に対して、経費の一部を助成する「品川区シティプロモーション認定事業」を実施した。

平成 28 年度は、「わ！しながわ」を合い言葉に、伝統が息づく暮らしと都心の魅力が共存する品川区の魅力を区内外に発信する事業に対して、経費の一部を助成する「わ！しながわ魅力発信事業」を実施した。

平成 27 年度 品川区シティプロモーション認定事業 採択事業 7 件

平成 28 年度 わ！しながわ魅力発信事業 採択事業 6 件

④ 全国シティプロモーションサミット

平成 28 年度 全国シティプロモーションサミット 2016 共催

日程 平成 28 年 10 月 26 日(水)、27 日(木)

会場 福井県坂井市(ハートピア春江・三国観光ホテル)

テーマ シティプロモーションで加速する地方創生

参加 全国 97 自治体、連携企業・団体 24 団体、約 500 人

平成 29 年度 全国シティプロモーションサミット 2017 主催

日程 平成 29 年 10 月 26 日(木)、27 日(金)

会場 きゅりあん

<区民相談室事務>

(25) 区民相談室の各種相談事業

区民が日常生活で直面するさまざまな問題を迅速、かつ適切に解決できるよう相談に応じる。

種 類	相 談 内 容	相 談 日 時	担 当	28年度実績
区 民 相 談	毎日の暮らしでの困った事についての相談	月～金（祝日を除く） 午前9時～午後5時	区民相談員	2,410件
法 律 相 談	借地・借家・相続・金銭貸借等、暮らしの法律問題の全般の相談	毎週水曜日 午後1時～4時 第2・4月曜日 " 第1火曜日午後6時～8時30分	弁 護 士	1,223件
税 金 相 談	相続・贈与・不動産売買等、税金全ての相談	第2・4火曜日 午後1時～4時	税 理 士	164件
不 動 産 取 引 相 談	土地・建物取引に関する問題や賃貸借契約等の相談	第2・4金曜日 午後1時～4時	宅地建物取引士	100件
行 政 書 士 相 談	国や都・区等の官公署に提出する書類や行政手続についての相談	第1～4金曜日 午後1時～4時	行 政 書 士	31件
司 法 書 士 相 談	不動産や会社の登記手続きのことなど	第2木曜日 午後1時～4時	司 法 書 士	53件
社会保険労 務 士 相 談	年金・社会保険、労働問題など	第1金曜日 午後1時～4時	社会保険労務士	16件
人 権 身 の 上 相 談	暴力・いじめ・プライバシー侵害等人権問題に関すること	第1・3火曜日 午後1時～4時	人権擁護委員	6件
国 の 行 政 相 談	国の行政機関等の仕事に対する要望や苦情相談	第1・3木曜日 午後1時～4時	行政相談委員	29件
外 国 人 生 活 相 談	英語・中国語による外国人のための生活相談	毎週火曜日 英語 毎週木曜日 中国語 午前9時～午後5時	英 語 相 談 員 中 国 語 相 談 員	89件
犯罪被害者 相 談	犯罪被害に遭った方やその家族の方の相談（情報提供・公共機関への付き添い等）	月～金（祝日を除く） 午前9時～午後5時	区 民 相 談 員	0件

（平成28年度 相談件数合計 4,121件）

(26) 区政資料コーナーの運営

区政についての資料（区の刊行物、東京都その他公共団体の刊行物等）を収集し、区民に対し閲覧・貸出等のサービスを行うとともに、区発行の有償頒布物を販売する。また一般公開用パソコンを設置し、品川区のホームページが見られるようサービスの提供を行う。

28年度 利用状況

資 料 貸 出	コ ピー サービス	利 用 者 数
2冊	6,205枚	6,564人

(27) **特別区自治情報・交流センターにおける有償刊行物の販売**(平成 28 年 6 月開始)
区刊行物の一部を特別区自治情報・交流センターにおいて販売する。

(28) **本庁舎・防災センターの見学、職場訪問**

学校等からの区役所の施設見学および職場訪問の依頼に対し、担当部署との連絡調整ならびに見学スケジュールの作成を行い、目的にあった見学等を実施する。

情報推進課事務事業概要

1 他課との連携が必要な項目

(1) 住民情報システムの運用管理

税務課、戸籍住民課、高齢者福祉課、国保医療年金課

(2) 基幹事務管理システムの運用管理

会計管理室、財政課、総務課、人事課、経理課、指導課

2 分掌事務

(1) 情報推進担当（主査）制

- ・情報化推進の企画および調整に関すること。
- ・情報システムに関すること。
- ・情報システムの維持管理および開発に関すること。
- ・職員の情報活用能力の向上に関すること。
- ・情報技術の調査および研究に関すること。
- ・課内他係に属しないこと。

(2) 情報セキュリティ担当（主査）

- ・情報管理安全対策に関すること。
- ・ネットワークの運用管理に関すること。

(3) 番号制度担当（主査）

- ・番号制度に関すること。
- ・住民情報システムの管理・運用に関すること。

3 事務事業内容

(1) 住民情報システム運営費

区政の基本となる住民情報をコンピュータ処理するとともに、各主管課システムに住民情報を提供している。19年1月からデータセンターを利用したアウトソーシングでの外部運用委託を実施している。機器については、サーバおよびクライアント側とも新しいOSに対応するため、導入より5年経過後の24年1月に機器更新を行った。

住民情報システムの対象業務は以下のとおり。

- ・住民基本台帳、印鑑登録

- ・住民税賦課・徴収、軽自動車税賦課・徴収
- ・国民健康保険資格・賦課・徴収・給付
- ・介護保険資格・賦課・徴収・給付

① 業務システムの開発・維持メンテナンス

法令改正による制度変更や事務改善に対応するため、各業務システムの改修や機能強化を実施している。

平成 29 年度のシステム改修としては、スイッチ OTC 薬控除の創設、公社債等及び様式等に関わる所得の見直し等を予定している。

(平成 28 年度)

システム名	主な改修内容
住民税・軽自動車税	公的年金からの特別徴収制度の見直し等
国民健康保険	都道府県化対応等
介護保険	なし

② 住民情報システムの運用管理

住民情報システムの安全性、効率性、信頼性の確保に努めている。障害発生時の対応や端末・周辺機器の管理を行っている。

③ 住民情報システムのリプレイス対応

平成 30 年 1 月の住民情報システムのリプレイスに向け、区民サービスや利用職員の利便性を確保しながら、セキュリティ水準の向上、経費削減を図っていく。

④ 番号制度対応

平成 27 年 10 月に個人番号を区民に付番・通知し、平成 28 年 1 月から個人番号カードの交付と個人番号の利用を開始した。平成 29 年 7 月からの地方自治体間でのネットワークを介した情報連携の開始に向け準備を進めていく。

⑤ クレジットカード、マルチペイメント対応

住民税、軽自動車税、国民健康保険料の納付について、クレジットカード払い、マルチペイメント払いが利用できるよう、平成 29 年度中の導入に向け、システム改修を行う。

(2) 事務管理システム運営費

電子区役所の実現に向け、内部業務の電子化を進めるため、基盤となる機器の配備、システムの導入等を図り、電子申請や電子調達およびモバイルレジの導入等区民・企業サービスの電子化、情報化に取り組んできた。

変化する社会情勢や環境に合わせた新たな情報通信技術の利活用を視野におきながら区全体に係る情報政策を推進し、行政の効率化・最適化と区民サービス向上を図る。

① 情報化基盤の整備

出先 224 箇所を含む全庁ネットワーク敷設	---	13 年度
グループウェア稼動	-----	13 年度
1 人 1 台パソコン配備	-----	13～15 年度
（学校教員 1 人 1 台パソコン配備	-----	17 年度）
情報システム業務継続計画（ICT-BCP）策定	--	22 年 3 月
情報システム調達ガイドラインの実施	-----	24 年 4 月
Windows X P ・ Office 2 0 0 3 対応	-----	23 年度～25 年度
業務系仮想化基盤整備	-----	26 年 8 月～
プリンタ等情報機器最適化	-----	26 年 10 月
Windows Sever 2003 対応	-----	26 年度～27 年度
庁内大判プリント集約	-----	27 年 1 月
インターネットエクスプローラー 1 1 対応	---	27 年 10 月～12 月
グループウェア更新	-----	28 年 7 月
V D I （仮想デスクトップインフラ）検証	---	29 年 1 月～

② 基幹事務（内部業務）管理システムの運用

基幹事務管理システム基本計画策定	-----	14 年 3 月策定
勤怠庶務事務システム	-----	15 年 2 月稼動
文書管理システム	-----	15 年 4 月稼動
財務会計システム	-----	15 年 9 月編成系稼動 16 年 4 月執行系稼動
教職員出勤怠システム	-----	19 年 4 月稼動
教職員出勤怠システム機器更新	-----	23 年 12 月

基幹事務管理システム機器更新-----	26年1月
財務会計システム新公会計制度対応-----	28～29年度（予定）
基幹事務管理システム Windows8.1 対応-----	28年8月
教職員出退勤システム機器更新（仮想化）-----	28年12月
研修事務サブシステム-----	29年3月稼働
文書管理システム更新-----	30年1月稼働（予定）

③ 区民サービス等の電子化

16年度から「東京電子自治体共同運営協議会」に参加し、17年度から電子申請・電子入札のサービスを開始している。

また、22年5月より軽自動車税、住民税(普通徴収)他については、携帯電話からのモバイルバンキングを利用した支払が可能なシステムを稼働した。

電子調達システム（業者登録）-----	16年12月開始
電子調達システム（電子入札）-----	17年11月開始
電子申請システム-----	18年1月 開始
第2期電子申請システム-----	22年4月 開始
第2期電子調達システム-----	22年5月 開始
モバイルレジ(軽自動車税他)-----	22年5月 開始
オープンデータ-----	26年12月 開始
第3期電子申請システム-----	27年4月 開始
第3期電子調達システム-----	27年4月 開始
タブレット端末を利用した窓口通訳サービス---	27年6月 開始
タブレット端末を利用した窓口通訳サービスを	
地域センター・保健センター等出先に拡大-	28年4月
電子自治体共同運営連携サーバ	
機器更新（仮想化）-----	28年12月
タブレット端末を利用した窓口通訳サービスの	
本庁・出先施設間通話機能拡充-----	29年4月開始
シビックテック団体との協働によるオープンデータを	
活用した地域課題解決イベントの実施-----	29年度（予定）
住民情報システム用シンクライアント端末導入-	30年1月開始（予定）
住民情報システム用プリンタの認証機能導入---	30年1月開始（予定）

④ 情報化を進めるための要員研修

情報化推進を担う要員を計画的系統的に養成している。

(単位：人)

研修名	研修内容	年度		
		27	28	29(予定)
基幹要員研修 (情報推進課職員対象)	住民情報システムの運用管理等に関する研修 情報化施策に関する研修	28	43	43
部門基幹要員研修(各課システム担当者対象)	各課業務システム保守・運用管理に関する研修	30	8	8
一般職員研修	Word , Excel , Access , PowerPoint, Docuworks に関する研修	657	498	700

- ※ 平成 26 年度より一般職員研修にドキュメントハンドリングソフト「Docuworks」を追加している。
- ※ 平成 27 年度まで部門基幹要員研修としていた Excel、Access の高度な操作研修を一般職員研修に移行している。

(3) ネットワーク・セキュリティ経費

各業務システムの基盤となる安全なネットワークの構築、運用、維持、管理を行っている。

区の情報セキュリティを確保するため、さまざまな物理的対策、技術的対策、人的対策を実施し、区の情報管理安全対策を強化している。

物理的対策：機器等の盗難、建物・設備等の停電・地震・侵入対策等

技術的対策：ウイルス対策、ネットワーク監視、OS のアップデート等

人的対策：職員に対する情報管理安全対策の周知・教育・訓練の実施、委託契約時における個人情報保護の徹底等

① ネットワーク管理

インターネット接続・庁内ネットワーク整備 13 年度開始

ネットワーク停電対策 ----- 24 年度開始

インターネットへの接続回線二重化 ----- 24 年度開始

第三次 LGWAN 利用計画に伴う接続機器変更 -- 25 年度

全庁ネットワーク機器更新 ----- 26 年 10 月～27 年 1 月

庁内無線 LAN 認証方式強化 ----- 28 年度開始

DHCP サーバ導入 ----- 29 年度（予定）
都セキュリティクラウド接続 ----- 29 年度（予定）

② 情報セキュリティの強化

情報管理安全対策要綱・基準の制定 ----- 13 年度開始

外部記録媒体（USBメモリ等）接続の制限等 21 年度開始

暗号化等対策対応 USB メモリの導入 ----- 21 年度開始

主管課に設置済みサーバのサーバ室への移設 22 年度開始

メール管理ソフトの導入 ----- 23 年度開始

電子メールの送信ドメイン認証方式導入 ---- 23 年度開始

品川区職員のソーシャルメディアの

利用に関するガイドライン制定 ---- 24 年度開始

電子キャビネット整備 ----- 25 年度開始

電子メールの受信ドメイン認証方式導入 ---- 26 年度開始

インターネット系通信環境への

仮想化技術導入 ----- 26 年度開始

標的型攻撃対策システムの導入 ----- 26 年度開始

インターネット閲覧用ネットワークの

分離方式導入 ----- 27 年度開始

パソコンログイン時の生体認証導入 ----- 28 年度開始

ウイルス検知時の

ネットワーク自動遮断導入 ----- 29 年度開始

メールの無害化 ----- 29 年度（予定）

(4) しながわWi-Fiスポット事業

区民や区への来訪者に対し、インターネット接続環境を提供することで、観光や防災情報等を収集する際の利便性を高めてもらうとともに、区情報の発信機会の拡充につなげることを目的に、公衆無線LAN（フリーWi-Fi）の整備を進めている。

<既整備場所>

① JR大井町駅（東口、西口）

② JR大崎駅（新西口）

③ しながわ中央公園

④ 戸越公園

- ⑤文庫の森公園
- ⑥しながわ区民公園
- ⑦東品川海上公園
- ⑧天王洲公園

<平成 29 年度整備予定場所>

- ・ 総合庁舎（含む第二庁舎、議会棟）
- ・ 中小企業センター
- ・ 地域センター（13箇所）
- ・ しながわ中央公園拡張部
- ・ 総合体育館
- ・ スクエア荏原
- ・ 鉄道駅周辺（JR五反田駅ほか4駅）

平成29年度

事務事業概要

総務部

目 次

I 総務部の概要	1
II 総務部組織図	3
III 各課の事務事業概要	5
1 総務課	5
(1) 総務係	7
(2) 平和担当 (主査)	8
(3) 文書係	9
(4) 秘書担当 (主査)	9
2 人権啓発課	11
(1) 同和対策担当 (主査)	13
(2) 男女共同参画担当 (主査)	15
3 人事課	19
(1) 人事係	21
(2) 給与係	21
(3) 職員厚生係	21
(4) 研修係	22
(5) 制度担当 (主査)	22
4 経理課	23
(1) 庁舎管理係	25
(2) 管財係	26
(3) 技術検査担当 (主査)	27
(4) 契約係	27
5 税務課	29
(1) 特別区民税・都民税賦課事務	32
(2) 軽自動車税賦課事務	33
(3) 特別区たばこ税事務	34
(4) 臨時運行許可事務	34
(5) 軽自動車税賦課事務、臨時運行許可 事務における標識等弁償金について	35
(6) ふるさと納税寄附金について	35
(7) 特別区民税・都民税徴収事務	36
6 危機管理室	39
(1) 危機管理担当 (主査)	41

I 総務部の概要

総務部は、区政における総合的な管理部門として、円滑な行政執行を進める役割を担っている。

施策の実践部門である各部に対して、区議会と十分な連携を図るための窓口をはじめ、区長・副区長の秘書事務、法規立案・解釈等の助言、人権尊重・差別解消に向けた啓発、職員の人事管理や人材育成研修、総合庁舎など区有施設の財産管理や契約行為への助言、区財源の根幹をなす特別区民税・都民税等の賦課、徴収、その他区などの部門にも属さない事象への対処や危機に際しての総合調整などにより、企画部とともに区行政執行のためのサービススタッフ機能を受け持っている。

平成29年度の主要課題は、「しながわCSR推進協議会」を中心とした区内企業との連携促進、非核平和都市品川宣言の啓発と継承を目的とした「平和事業」の実施、職員の世代交代に伴う人材育成のさらなる充実、ふるさと納税制度拡充にかかる対策など区税収入の増収確保に向けた取り組み、新型インフルエンザ対策をはじめとした危機管理体制の充実を図ることである。

部内は、総務課・人権啓発課・人事課・経理課・税務課・危機管理室で構成され、職員は158人である。

各課の事務分掌概略は、次のとおりである。

- 1 総務課
 - (1) 区議会に関すること
 - (2) 平和事業に関すること
 - (3) 条例の立案その他法規に関すること
 - (4) 区長および副区長の秘書に関すること
 - (5) 区長・副区長の渉外および交際に関すること
 - (6) 褒賞に関すること
 - (7) その他各部課に属さないこと

- 2 人権啓発課
 - (1) 人権の啓発に関すること
 - (2) 同和対策に関すること
 - (3) 男女共同参画の推進に関すること

- 3 人事課
 - (1) 人事管理および職員の研修に関すること
 - (2) 職員の給与・旅費および退職手当に関すること
 - (3) 職員の福利厚生および健康管理に関すること
 - (4) 非常勤職員に関すること
 - (5) 職員団体および労働組合に関すること

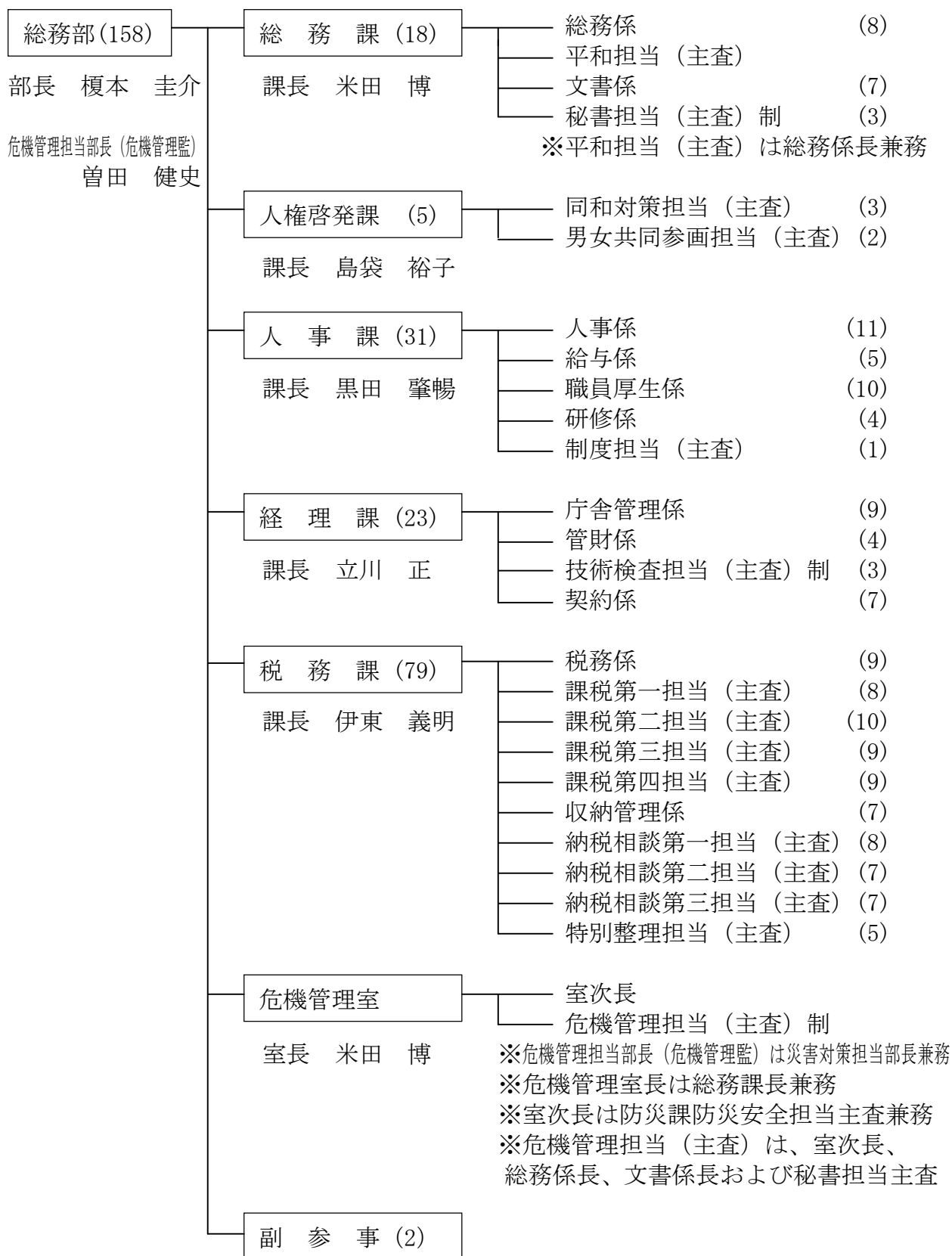
- 4 経理課
 - (1) 総合庁舎等の維持管理に関すること
 - (2) 公有財産の取得および調整に関すること
 - (3) 土地・建物の評価および借入れに関すること
 - (4) 工事、修繕および検査に関すること
 - (5) 契約に関すること

- 5 税務課
 - (1) 区の税制および税務統計に関すること
 - (2) 特別区民税・都民税（個人分）の賦課、収納管理、督促に関すること
 - (3) 滞納金に係る財産の差押さえおよび換価処分に関すること

- 6 危機管理室
 - (1) 危機管理に係る連絡調整に関すること
 - (2) 危機管理対策本部に関すること

II 総務部組織図

平成29年4月1日現在



副参事(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会派遣) 中島 秀介
副参事 竹田 昌弘

() 内は職員数

Ⅲ 各課の事務事業概要

1 総務課

他課との連携事業一覧

事業名	他課と連携が必要な項目	連携課
非核平和都市品川宣言事業	中学生広島平和使節派遣事業における引率等	教育総合支援センター
非核平和都市品川宣言事業	平和資料コーナーの運営	品川図書館
非核平和都市品川宣言事業	平和人権パネル展の実施	品川図書館 人権啓発課

1 総務課

(1) 総務係

- ① 成人式（予算額 6,540千円）
新成人に対し、社会人としての自覚を新たにさせるとともに、その前途を祝福するため実施する。
 - a 実施月日 平成30年1月8日〔きゅりあん〕
 - b 対象者 約2,450名
(学齢制採用 平成9.4.2～平成10.4.1)
- ② 新年賀詞交歓会（予算額 3,646千円）
区内官公署および区内関係諸団体相互間の親睦をはかり、あわせて新年を祝うために実施する。
 - a 実施月日 平成30年1月5日〔きゅりあん〕
 - b 招待者 約1,900名
- ③ 品川区官公署等連絡会（会費により運営）
品川区に直接関係する国、東京都の行政機関および公益事業所が相互に情報を交換し、円滑な行政と事業の運営を行うために開催する。
 - a 実施月日 年4回
 - b 対象者 官公署等連絡会構成員（49名）（平成29年4月1日現在）
- ④ 特別職報酬等審議会（予算額 543千円）
区長の諮問に応じ、特別職の報酬等について審議する。審議会の庶務は、総務課において処理する。
委員 15名 任期 3年
- ⑤ 私立学校（専修・各種学校）に関すること（予算額 29千円）
特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区内私立学校に対し、認可、届出、調査、その他指導全般を行う。
〔対象数〕平成29年4月1日現在
 - ・ 専修学校・・・・・・・・・・10校
 - ・ 各種学校・・・・・・・・・・1校
- ⑥ 外国人学校児童生徒等保護者補助金（予算額 2,268千円）
外国人学校（朝鮮学校・中華学校・韓国学校）在学児童・生徒等の保護者の負担を軽減するため、補助金を交付する。月額7,000円
- ⑦ 特別区競馬組合配分金（歳入予算額 333,180千円）
競馬組合配分金は、1号交付金（競馬場所在区）、5号交付金（大井競馬の場外発売施設が所在する区市町村に、地方競馬の場外発売によって得た年間売得金額に1/100を乗じた金額）および、6号交付金（大井競馬の場外発売施設が所在する区市町村に、中央競馬の場外発売によって得た年間売得金額に2/1000を乗じた金額）である。
- ⑧ 区議会等との連絡調整に関すること
区議会および行政委員会と区長部局との連絡調整を行う
- ⑨ 区内企業との連携促進（予算額 1,147千円）
町会・自治会、NPO法人、企業等も含めた区民と区との協働で、「私たちのま

ち」品川区をつくるという品川区基本構想の理念に基づき、「しながわCSR推進協議会」を中心として、区内企業（昼間区民）と社会貢献活動・防災対策等様々な分野での連携を推進する。

平成29年度は、協議会の活動の活性化を図り、協議会の運営への企業参加を促すため、幹事会を設置する。また、PR番組等を活用し、協議会と会員の社会貢献活動を区民等により広くPRする。

⑩ 大学との協働の推進（予算額1,755千円）

区と大学間で一層の協力関係を構築し、区における地域の課題解決及び大学等の教育・研究機能の向上を推進することで、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

平成29年度は、学生主導による地域貢献活動の実施に向けて、検討を深めていく。

⑪ 総合教育会議（予算額 424千円）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第26号）に基づき開催するもので、区長と教育委員会が教育に関する課題等について、協議・調整を行うことにより、相互の連携をさらに強化し、より一層の民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とする。

⑫ いじめ問題調査委員会（予算額 206千円）

区立学校においていじめに係る重大事態が発生し、区長が必要と認めた場合に設置される区長の附属機関。

当該重大事態と同種の事態の発生の防止を図るために、区長の諮問に応じ教育委員会の行った調査の結果について再調査を行う。

⑬ 区制70周年記念事業（継続）（予算額5,530千円）

平成29年3月15日で区制70周年を迎えた節目を、引き続き広く区民に周知するため、既存事業への冠付与やラッピングバスの運行、のぼり旗の掲出、リーフレットの配布などを9月末まで継続実施する。

また、今年度は商店街のペナントに「祝 品川区制70周年」を入れて作成した場合の製作費補助事業を行う。

⑭ その他

- a 部の予算・決算および会計の総括に関すること
- b 部の事業の進行管理に関すること
- c 他の部・課および係に属さないこと

(2) 平和担当（主査）

① 非核平和都市品川宣言事業（予算額 7,885千円）

中学生広島平和使節および青少年長崎平和使節、非核平和都市記念品等を通じて、宣言の趣旨の普及に努め、地域の中から平和への意識の高揚を図り、核兵器の廃絶と恒久平和の確立に寄与する。

平成29年度は五反田文化センターおよび区立中学校・義務教育学校のうち5校に、平和を象徴する花を植栽する「しながわ平和の花壇」を設置する。

(3) 文書係

① 法規事務

a 条例等の立案

所管部長等の請求により、条例、規則および訓令について、主として法規的側面から検討し、立案する。

b 文書の審査

各課で起案した重要な文書、要綱等について、主として法規的側面から検討し、審査を行う。

c 訴訟等

- ・区における訴訟事件を訟務員（非常勤職員）と相談のうえ処理する。
- ・区長が審査庁となる審査請求を処理する。

② 文書管理事務

a ファイリング・システム維持管理

文書の保管、保存および廃棄を体系的に実施するため、ファイリング・システム維持管理の総括を行う。

b 公印

公印の新調・改刻、公印台帳の整備等公印の管理を行う。

c 文書・郵便物の集配

区に到達した文書、郵便物等を受領し、各課に配布するとともに、区から差し出す後納郵便物の送付、料金支払を集中管理する。

d その他

文書事務に関する総合調整を行う。

(4) 秘書担当（主査）

① 区長および副区長の秘書

② 渉外および交際（予算額 3,000千円）

区を代表して外部との折衝等を円滑に行うことを目的とする。

③ 褒賞

a 自治功労者等表彰（予算額 6,206千円）

区民の生活と文化の向上に特に功労があったものの事績をたたえることにより、区民の福祉増進に資することを目的とする。

Ⓐ 表彰区分

- ・地方自治の発展に関するもの
- ・教育の振興と文化の向上に関するもの
- ・産業の振興に関するもの
- ・徳行に関するもの

上記のもので、顕著な功績または模範として推奨するに価する業績もしくは徳行のあったもの

Ⓑ 実施月日 平成29年10月1日

b 東京都功労者表彰

東京都表彰規則による地域活動功労者を都へ推薦する。

(時期 年1回 都からの推薦依頼による)

c 叙勲等

地方自治の分野で功績顕著なものについて、都へ内申する。

(時期 年2回 都からの推薦依頼による)

2 人権啓発課

他課との連携事業一覧

事業名	他課と連携が必要な項目	連携課
人権啓発事業	「しながわ人権のひろば」において指導課と連携し、小中学校の児童・生徒による人権標語・ポスター展を実施する。	指導課 教育総合支援センター
人権啓発事業	「しながわ人権のひろば」において人権擁護委員(区民相談室)と連携し、人権メッセージ・人権作文の朗読を実施する。	広報広聴課 (区民相談室)
人権啓発事業	人権週間の街頭啓発活動を実施するにあたり、人権擁護委員(区民相談室)と協力して行っている。	広報広聴課 (区民相談室)
人権啓発事業	職員研修／人権問題研修	人事課
人権啓発事業	犯罪被害者等支援施策	広報広聴課(区民相談室) 地域活動課(生活安全担当)
人権啓発事業	平和・人権パネル展実施	品川図書館 総務課
人権啓発事業	安心しながわネットワークの推進	子ども育成課 子ども家庭支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課

2 人権啓発課

(1) 同和対策担当（主査）

① 啓発事業（人権尊重都市品川宣言制定24周年）

a 憲法週間記念「講演と映画のつどい」

5月18日（木） きゅりあん大ホール

○講演 林家 たい平（落語家）

演題 『笑顔のもとに 笑顔が集まる』

○映画 「そして父になる」

○平和・人権パネル展示

b 人権週間「講演と映画のつどい」

12月6日（水） きゅりあん大ホール

c しながわ人権のひろば2017

12月2日（土）～12月4日（月） 荏原文化センター

○人権作文発表会

○映画DVD上映会

○小中学生人権標語・ポスター展

○人権啓発パネル展

○女性弁護士による法律相談

○人権身の上相談

12月5日（火）～12月15日（金）品川区役所防災センター3階ロビー

○小中学生人権標語・ポスター展

<平成28年度実績>

a 憲法週間記念「講演と映画のつどい」 参加人数1,100名

5月12日（木） きゅりあん大ホール

○講演 宮本 隆治（フリーアナウンサー）

演題 『ゆとり・ユーモア・帰りは元気！』

○映画 「愛を積む人」

○平和・人権パネル展示

b 人権週間記念「講演と映画のつどい」 参加人数1,100名

12月8日（木） きゅりあん大ホール

○講演 木場 弘子（キャスター・千葉大学客員教授）

演題 「未来を拓く 主役は私

～円滑なコミュニケーションで 誰もが輝く社会に～」

○映画 「母と暮せば」

○平和・人権パネル展

c しながわ人権のひろば2016

12月3日（土）～5日（月） 荏原文化センター

○小中学生人権標語・ポスター展 延349名

○女性弁護士による法律相談（3日）

○人権身の上相談（4日）

- 小中学生人権メッセージ・人権作文発表会
- 映画DVD上映会 100名
- 家庭教育講演会（5日） 360名
「コミュニケーションが伝わらない仕組み」
- 12月6日（火）～12月8日（木） きゅりあんイベントホール
- 小中学生人権標語・ポスター展 延269名
- 人権啓発パネル展

② その他啓発事業

- 啓発パネル展
- 懸垂幕による啓発活動
- 啓発冊子 「大切なこと」冊子発行等
- ふれあい掲示板を利用した「人権尊重都市品川宣言」の周知
- 庁用車を利用した「しながわ見守りホットライン」の周知

<平成28年度の実績>

- 啓発パネル展
 - ・品川図書館ロビー 11月1日～11月17日
 - ・男女共同参画センター交流室（常設）
- 懸垂幕による啓発活動
 - ・本庁舎・保健センター 憲法週間・人権週間ほか

<小中学生人権標語作品より>

えがおとは みんなよろこぶ たねである	台場小学校
私から みんなに広がれ 優しい心	延山小学校
人はみな 言葉一つで 救われる	品川学園
人らしく 人を守れる 人であれ	荏原第六中学校

- 啓発冊子増刷

「大切なこと」 2,900部

③ 広報特集号の発行

年2回 各136,000部

- ・人権・同和問題特集号 4月11日発行
- ・人権週間特集号 11月11日発行予定

<平成28年度実績>

年2回 各136,000部

- ・人権・同和問題特集号 4月11日発行
- ・人権週間特集号 11月11日発行

④ 安心しながわネットワークの推進

児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者暴力など家庭内で起こる暴力に対し、地域の見守りを強化するとともに、関係機関の連携により速やかな対応

をとることにより家庭内暴力をなくすことを目指す。

- ・ 8月「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」開催予定

- ⑤ 品川区人権啓発施策推進連絡会議の開催
関係各課長による連絡会議の開催
- ⑥ 調査研究・視察研修
 - a 民間運動団体、研究団体の開催する各種研修会、研究集会への参加
 - b 同和行政を現状把握するための視察研修
- ⑦ 差別事象の処理
- ⑧ 同和生活相談

(2) 男女共同参画担当（主査）

- ① 行動計画推進会議
第16期（平成28～29年度）品川区行動計画推進会議の設置および運営
 - ・ 諮問事項：男女共同参画のさらなる推進に向け「男性も女性も輝く社会を実現するために、地域社会では何をすべきか（課題と環境づくり）」
 - ・ 委員12名（学識経験委員3名、一般公募委員9名）
 - ・ 推進会議の開催<平成28年度実績>
 - ・ 推進会議の開催 5回
- ② 行動計画（第5次）策定に向けた意識・実態調査等
男女共同参画、配偶者暴力対策、女性活躍推進などの社会状況の変化、現状をとらえ、行動計画の改定に反映させるため、区民、事業所等の意識・実態の調査を行う。
 - ・ 区民意識調査（2,000人）、事業所調査（1,000件）
- ③ 品川区配偶者暴力対策基本計画（改訂版）の推進
配偶者暴力およびストーカー対策について4つの基本目標に基づき推進する。
<4つの基本目標>
 - ・ 暴力の未然防止と早期発見
 - ・ 被害者の立場に立った相談の充実と支援体制の整備
 - ・ 人材の育成
 - ・ 区の体制整備および関係機関との連携
- ④ 品川区男女共同参画推進行政連絡会議の開催
関係部長および関係各課長による連絡会議

⑤ 啓発事業

- a 男女平等啓発誌「マイセルフ」の発行 年3回 20,100部
＜平成28年度実績＞
- ・ 第52号「続けることで開ける道～母娘がつなぐ伝統の技～」ほか
 - ・ 第53号「好きを仕事に～広報として自分の思いを伝える～」ほか
 - ・ 第54号「今にフォーカスする～挑戦し続けるために～」ほか
- b 男女共同参画推進フォーラム2017の開催 11月11日（土）
「みんながいきいき いきやすく」
＜平成28年度実績＞
平成28年11月12日（土） きゅりあん小ホール 249名
講演会 断捨離で輝く自分へ
～踏み出そう！心の整理で夢の第一歩～
講師 川畑 のぶこ（心理療法家・断捨離アンバサダー）
- c 啓発パンフレットの発行
＜平成28年度実績＞
- ・ デートDV 知っていますか？悩んでいませんか？ 2,500部
 - ・ DVカード 2,000部
 - ・ DVクリアファイル 1,500部
 - ・ DVに悩んでいたら 2,000部
 - ・ 私を大切に（デートDV啓発パンフ） 1,000部
 - ・ デートDVって何？ 1,000部
 - ・ DVのことを正しく知ってください 2,000部

⑥ 男女共同参画センターの運営

- a 交流室・男女共同参画会議室の管理
- b 啓発講座の開催
- ・ 男女共同参画推進講座
 - ・ 女性の活躍支援講座
 - ・ ワークライフバランス講座
 - ・ DV講座
 - ・ デートDV出前講座
- c 総合相談
- ・ 法律相談 月3回（面接）
 - ・ カウンセリング相談 月3回（電話）
月1回（面接）
 - ・ DV相談 週1回（面接および電話）
- ＜平成28年度実績＞
- a 会議室 利用件数 344件
交流室・資料コーナー 利用者数 延343人
- b 啓発講座の開催
- ・ 男女共同参画推進講座 9講座（16日）

- ・女性の活躍支援講座 2講座（ 3日）
- ・ワークライフバランス講座 2講座（ 4日）
- ・DV講座 3講座（ 3日）
- ・デートDV出前講座 2講座（ 2日）
- c 総合相談
 - ・法律相談件数 93件（面接）※うち夜間36件
 - ・カウンセリング相談件数 71件（電話）
 - 18件（面接）
 - ・DV相談件数 43件（面接および電話）※うち夜間10件

3 人事課

他課との連携事業一覧

事業名	他課と連携が必要な項目	連携課
職員顕彰	対象者の選定・決定および式典の挙行	庶務課、指導課
職員健康管理	公務災害補償の請求等にかかる手続き (労働者災害補償保険法適用職場)	文化観光課、子ども育成課、保育課、各保健センター、品川区清掃事務所、庶務課、指導課、教育総合支援センター
職員住宅	入居者の防災訓練の参加状況の管理、防災備蓄倉庫および消火ポンプ倉庫の設置	防災課
職員住宅	伊藤職員待機寮・ゆたか職員待機寮の管理	指導課
職員研修	人権問題研修	人権啓発課
職員研修	協働研修	地域活動課
職員研修	文書研修	総務課
職員研修	財務会計研修	財政課、経理課、会計管理室
職員研修	債権管理研修	会計管理室
職員研修	政策課題研修	企画調整課
職員研修	地域事業参加研修	商業・ものづくり課

3 人 事 課

(1) 人 事 係

- ① 職員の定数管理に関する事務
- ② 職員の採用、昇任、退職等に関する事務
- ③ 昇給および昇格に関する事務
- ④ 職員の異動および配置に関する事務
- ⑤ 職員の降任、免職、休職、降給等分限に関する事務
- ⑥ 勤務時間、その他服務規律に関する事務
- ⑦ 職員の自己申告および人事評価に関する事務
- ⑧ 職員の戒告、減給、停職、免職等懲戒に関する事務
- ⑨ 職員の表彰、永年勤続感謝に関する事務（予算額 6,747千円）

(2) 給 与 係

- ① 職員の給与に関する事務
- ② 職員の旅費に関する事務
- ③ 職員の退職手当に関する事務
- ④ 非常勤職員の報酬に関する事務

(3) 職員厚生係

- ① 職員被服貸与に関する事務（予算額 16,570千円）
- ② 職員住宅維持管理に関する事務（予算額 54,832千円）
 - ・ 災害対策職員待機寮 8寮（単身41戸、家族41戸、計82戸）
 - ・ 災害対策職員待機寮借上事業（40戸）
- ③ 職員の健康管理に関する事務（予算額 67,026千円）
 - a 各種健康診断（総合健康診断、消化器系健康診断等）および健康相談等
 - b 安全衛生委員会
職員の健康障害等の防止に関する事項の調査、審議
- ④ 公務、通勤災害補償に関する事務（予算額 1,200千円）

職員が公務上または通勤途上に災害を受けた場合、職員および遺族に対し、一定の補償を行う。
- ⑤ その他の事務
 - a 東京都職員共済組合に関するもの
 - ・ 短期給付（健康保険）および長期給付（年金）等
 - b 特別区職員互助組合に関するもの
 - c 品川区職員互助会に関するもの
 - d 社会保険事務等に関するもの
 - ・ 再任用（短時間）職員、一般非常勤職員の厚生年金、健康保険、雇用保険

(4) 研 修 係

- ① 区研修の計画および実施に関する事務（予算額 21,277千円）
 - a 職層研修（育成層研修、実務層研修、監督層研修、管理層研修）
 - b 選択研修（実務研修・特別研修・政策形成研修・派遣研修）
 - c 研修支援（職場研修・自己啓発）
- ② 共同研修への派遣に関する事務（予算額 352千円）
特別区職員研修所実施研修への派遣

(5) 制度担当（主査）

- ① 人事給与等の制度に関する調査
- ② 職員団体および労働組合に関する事務

4 経 理 課

他課との連携事業一覧

事業名	他課と連携が必要な項目	連携課

4 経 理 課

(1) 庁舎管理係

① 庁舎維持管理事務（予算額 905,531千円）

総合庁舎（本庁舎、防災センター・第二庁舎、議会棟、第三庁舎）の維持管理

ア 光熱水費、電話料の支払い

イ 清掃・案内・設備管理等委託

ウ 総合庁舎機械警備委託

エ 維持補修工事

オ 会議室使用承認（イントラネット利用）

カ 総合庁舎内関係機関の連絡調整

キ 維持管理費負担金および庁舎使用料等の請求・納付管理

② 庁有自動車運行管理（予算額 97,860千円）

ア 庁有自動車の管理（整備および配車）

（自動車およびバイク貸出時、アルコールチェックおよび免許証の確認）

*経理課所有自動車の用途および台数（合計 車35台・バイク8台）

普通乗用車（リース）3台、普通乗用車7台、小型乗用車1台

小型貨物 1台、マイクロバス（リース）1台

（貸出用）普通乗用車1台、小型乗用車9台、小型貨物車1台、

軽乗用車 2台、軽貨物車 8台、普通貨物1台、

バイク8台

イ 電動自転車（10台）、自転車（2台）の貸出

③ 電話交換業務

*中継台数 5台 *受信件数 約1,065件（1日平均）

*ダイヤルイン 約3,325件（1日平均）

④ メール業務

出先職場（各地域センター、小中学校等約190ヶ所）都、他区市間での公文書の配付・回収を行う文書交換

⑤ 駐車場維持管理

ア 一般車収容台数 計122台

第一駐車場 25台

第二駐車場 97台（庁有車含む）

イ 収入<平成23年7月よりアマノマネージメントサービス㈱へ貸付>

8,640,000円

(2) 管財係

- ① 公有財産の管理および普通財産の処分等 (予算額 132,169千円)
(単位：千円)

区 分		年 度				
		24	25	26	27	28
行政財産 使用許可	件数	472	629	660	631	645
	金額					
土 地 売 却	件数	8	5	8	6	15
	金額	352,369	4,953	30,517	60,815	73,674
火災共済 加入	件数	919	900	892	881	879
	金額	2,382	2,437	2,563	2,987	3,392

- ② 土地、建物の借入契約

(単位：件)

区 分	有償借入	無償借入	計
土 地	28	68	96
建 物	15	2	17

- ③ 財産価格審議会事務

- ア 財産価格審議会の開催 5回
イ 審議議案 18件

(3) 技術検査担当（主査）・管財係

(単位：件)

検査区分		年度				
		24	25	26	27	28
工事	建築	261	232	212	262	214
	電気	144	132	143	210	177
	機械	134	111	109	134	167
	土木	389	418	354	429	480
	計	928	893	818	1,035	1,038
物品	管財係分	407	328	388	393	380
合計		1,311	1,221	1,206	1,428	1,418

(4) 契約係

工事請負契約および物品の購入契約等に関すること

(予算額 1,598千円)

(単位：千円)

区分		年度				
		24	25	26	27	28
工事	件数	897	873	871	969	1,017
	金額	8,496,646	7,616,539	13,675,215	15,684,090	16,463,962
物品等	件数	3,248	3,066	3,097	3,193	3,247
	金額	11,765,304	13,342,601	15,000,070	14,037,945	15,802,753
合計	件数	4,145	3,939	3,968	4,162	4,264
	金額	20,261,950	20,959,140	28,675,285	29,722,035	32,266,715

※契約金額が確定できない「単価契約」は除く。

5 税 務 課

他課との連携事業一覧

事 業 名	他課と連携が必要な項目	連 携 課

5 税 務 課

(1) 税 務 係

- ① 区の税制に関すること。
- ② 税務事務の連絡、調整に関すること。
- ③ 特別区民税の調定に関すること。
- ④ 特別区民税の歳入および税務統計に関すること。
- ⑤ 軽自動車税の賦課・減免および証明に関すること。
- ⑥ 軽自動車税の調定に関すること。
- ⑦ 自動車の臨時運行許可に関すること。
- ⑧ 特別区たばこ税の申告、調定、督促に関すること。
- ⑨ 税務関係団体に関すること。
- ⑩ 課の予算、決算および他の係に属さないこと。

(2) 課税第一担当～課税第四担当

- ① 課税電算システム維持、小規模開発に関すること。
- ② 特別区民税・都民税の賦課、減免および証明に関すること。
- ③ 軽自動車・自動車臨時運行許可の受付および証明に関すること。

(3) 収納管理係

- ① 特別区民税・都民税の収入に関すること。
- ② 特別区民税・都民税の収納管理および督促状の発付に関すること。
- ③ 軽自動車税の収納管理および督促状の発付に関すること。
- ④ 特別区民税・都民税の口座振替に関すること。
- ⑤ 特別区税の過誤納金還付に関すること。

(4) 納税相談第一担当～納税相談第三担当

- ① 普通徴収に係る特別区民税・都民税（個人分）の滞納金の催告、徴収その他滞納処分（特別整理担当に属するものを除く）に関すること。
- ② 滞納金に係る財産の差押えおよび換価処分（特別整理担当に属するものを除く）に関すること。
- ③ 滞納金に係る財産の差押え後の滞納金の徴収（特別整理担当に属するものを除く）に関すること。
- ④ 徴収の嘱託および受託（特別整理担当に属するものを除く）に関すること。

(5) 特別整理担当

- ① 特別区民税・都民税（個人分）の滞納金の催告、徴収その他滞納処分に関すること。
- ② 高額な滞納金に係る財産の差押えおよび換価処分に関すること。
- ③ 高額な滞納金に係る財産の差押え後の滞納金の徴収に関すること。
- ④ 徴収の嘱託および受託に関すること。

(1) 特別区民税・都民税賦課事務

- ◇ 予 算 額 144,416千円
- ◇ 内 容 その年の1月1日現在に住所を有する個人に対し、前年の所得について賦課する。
- ◇ 根 拠 地方税法 (制定昭和25年7月31日法律第226号)
品川区特別区税条例 (制定昭和39年12月15日条例第48号)

①普通徴収 (当初賦課)

年 度	納税義務者数 (非課税者数)	調定額 (現年度分)	
		特別区民税	都 民 税
平成28年度	83,460 名 (68,899) 名	12,413,924 千円	8,205,705 千円
平成27年度	82,563 名 (69,928) 名	11,051,472 千円	7,300,814 千円
平成26年度	85,299 名 (70,225) 名	11,476,045 千円	7,582,006 千円
平成25年度	83,130 名 (69,521) 名	10,604,924 千円	6,988,195 千円
平成24年度	81,849 名 (69,725) 名	10,332,835 千円	6,806,631 千円

②給与特別徴収 (当初賦課)

年 度	納税義務者数 (非課税者数)	賦課額 (12/12)		特別徴収 義務者数
		特別区民税	都 民 税	
平成28年度	143,835 名 (8,579) 名	29,257,418 千円	19,383,114 千円	41,621 所 (2,021) 所
平成27年度	136,476 名 (7,868) 名	27,999,563 千円	18,550,833 千円	39,405 所 (1,729) 所
平成26年度	129,009 名 (6,627) 名	26,594,239 千円	17,616,968 千円	37,407 所 (1,409) 所
平成25年度	126,231 名 (6,268) 名	25,773,301 千円	17,053,913 千円	36,752 所 (1,392) 所
平成24年度	124,199 名 (6,223) 名	25,397,236 千円	16,805,186 千円	36,718 所 (1,304) 所

③年金特別徴収 (当初賦課)

年 度	納税義務者数	賦課額 (12/12)	
		特別区民税	都 民 税
平成28年度	15,229 名	761,173 千円	498,045 千円
平成27年度	15,286 名	762,707 千円	498,914 千円
平成26年度	15,549 名	806,739 千円	528,301 千円

④納・課税証明発行件数および手数料

*手数料：一通につき300円
コンビニ：一通につき200円

年 度	件 数		交付手数料	
		内コンビニ分		内コンビニ分
平成28年度	78,564 件	528 件	23,516,400 円	105,600 円
平成27年度	76,799 件	/	23,039,700 円	/
平成26年度	73,757 件		22,127,100 円	
平成25年度	65,250 件		19,575,000 円	
平成24年度	62,049 件		18,614,700 円	

※コンビニ分については、平成28年9月20日 開始

(2) 軽自動車税賦課事務

- ◇ 予 算 額 5,352千円
- ◇ 内 容 その年の4月1日現在、軽自動車の所有者に対して賦課する。
税額：1,000円～12,900円（車種により異なる）
- ◇ 根 拠 地方税法（制定昭和25年7月31日法律第226号）
品川区特別区税条例（制定昭和39年12月15日条例第48号）

①軽自動車税（当初賦課）

年 度	当初課税件数	軽自動車税調定額
平成28年度	34,210 件	126,708 千円
平成27年度	33,217 件	95,026 千円
平成26年度	34,166 件	95,488 千円
平成25年度	34,575 件	94,301 千円
平成24年度	35,600 件	95,123 千円

②軽自動車税納税証明発行件数および手数料

年 度	全 件 数	内 有 料 分（一般用）	
		件 数	手 数 料
平成28年度	966 件	14 件	4,200 円
平成27年度	851 件	9 件	2,700 円
平成26年度	848 件	9 件	2,700 円
平成25年度	855 件	5 件	1,500 円
平成24年度	802 件	24 件	7,200 円

*手数料：一通につき300円
ただし車検用の納税証明書は無料

(3) 特別区たばこ税事務

- ◇ 予 算 額 1, 1 3 3 千円
- ◇ 内 容 卸売販売業者等が小売業者に販売したたばこの本数に、
税率を掛け、申告納付する。
- ◇ 納税義務者
 - ・ たばこ製造者
 - ・ 卸売販売業者
 - ・ 特定販売業者
- ◇ 根 拠 地方税法 (制定昭和25年7月31日法律第226号)
品川区特別区税条例 (制定昭和39年12月15日条例第48号)

年 度	たばこ売上本数	たばこ税調定額	税 率
平成28年度	667, 528, 079 本	3, 471, 660 千円	一般品 5, 262円 旧三級品 2, 925円
平成27年度	678, 804, 466 本	3, 521, 551 千円	一般品 5, 262円 旧三級品 2, 495円
平成26年度	685, 944, 806 本	3, 560, 136 千円	一般品 5, 262円 旧三級品 2, 495円
平成25年度	712, 766, 491 本	3, 665, 011 千円	H25. 4. 1 税率改正 (1, 000本あたり) 一般品 4, 618→ 5, 262円(+644円) 旧三級品 2, 190→ 2, 495円(+305円)
平成24年度	729, 778, 660 本	3, 331, 516 千円	一般品 4, 618円 旧三級品 2, 190円

(4) 臨時運行許可事務

- ◇ 予 算 額 1 0 4 千円
- ◇ 内 容 自動車の検査や登録のために回送する場合に、期間を
定めて臨時運行を許可する。(仮ナンバーの貸出し)
- ◇ 根 拠 道路運送車両法 (制定昭和26年6月 1日号外法律第185号)
道路運送車両法施行規則 (制定昭和26年8月16日運輸省令第74号)
品川区手数料条例 (制定平成12年3月28日条例第5号)

臨時運行許可件数および手数料

年 度	件 数	手 数 料
平成28年度	1, 348 件	1, 011, 000 円
平成27年度	1, 366 件	1, 024, 500 円
平成26年度	1, 329 件	996, 750 円
平成25年度	1, 611 件	1, 208, 250 円
平成24年度	1, 366 件	1, 024, 500 円

*手数料：車両一両につき750円

(5) 軽自動車税賦課事務、臨時運行許可事務における標識等弁償金

- ◇ 内 容 一度交付した標識や仮ナンバー（番号標）を紛失した場合、弁償金を徴収する。
ただし、盗難を原因とした紛失は対象外。
- ◇ 根 拠 品川区特別区税条例（制定昭和39年12月15日条例第48号）

弁償金徴収件数および金額

年 度	標 識 弁 償 金		番号標弁償金	
	件 数	金 額	件 数	金 額
平成28年度	161 件	32,200 円	0 件	0 円
平成27年度	155 件	31,000 円	0 件	0 円
平成26年度	139 件	27,800 円	1 件	2,000 円
平成25年度	199 件	39,800 円	0 件	0 円
平成24年度	216 件	43,200 円	1 件	2,000 円

- *原動機付自転車標識紛失 200円
- 臨時運行許可番号標紛失 2,000円

(6) ふるさと納税寄附金

- ◇ 予 算 1,447千円
- ◇ 内 容 ふるさと納税とは、納税者が自分で選んだ自治体に寄附を行った場合に、所得税と住民税の控除が受けられる制度である。
品川区では寄附額に応じて、希望者に返礼品の送付を行う。
※平成27年10月1日 制度開始

寄附金実績

年 度	件 数	金 額
平成28年度	23 件	710,000 円
平成27年度	6 件	303,864 円

(7) 特別区民税・都民税徴収事務

- ◇ 予 算 額 230,544千円
- ◇ 内 容 区財源の根幹をなす区税収入の確保の核心は、納税者自らが納付を行い、滞納しない環境作りにある。そのために、日頃から自主納税意識の啓発に努めつつ、公平かつ適正な事務運営を行っている。
また、滞納整理にあたっては、滞納者との厳しい納税交渉、滞納処分等は不可避であり、これらの事務を十分に行うために、日頃から法令上の知識にとどまらず計画的かつ効率的な事務改善、研究等を積み重ねている。
- ◇ 根 拠 国税徴収法 (制定昭和34年4月20日号外法律147号)
 地方税法 (制定昭和25年7月31日法律第226号)
 品川区特別区税条例 (制定昭和39年12月15日条例第48号)

平成28年度特別区税徴収実績（平成29年3月末現在） 単位：千円・%

区 分		調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
特 別 区 民 税	現 年 度	普通徴収分	13,025,421	12,636,638	97.02
		特別徴収分	30,104,205	28,082,555	93.28
		過年度分	171,422	140,872	82.18
		小 計	43,301,048	40,860,065	94.36
	滞納繰越分		649,802	390,674	60.12
	計		43,950,850	41,250,739	93.86
軽 自 動 車 税	現年課税分		125,524	121,559	96.84
	滞納繰越分		3,501	1,722	49.19
	計		129,025	123,281	95.55
たばこ税		3,472,009	3,462,010	99.71	
合 計		47,551,884	44,836,030	94.29	

平成29年3月末現在

平成27年度特別区税徴収実績（5月末決算額） 単位：千円・%

区 分		調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
特 別 区 民 税	現 年 度	普通徴収分	11,747,250	11,385,038	96.92
		特別徴収分	28,804,785	28,779,942	99.91
		過年度分	218,853	192,261	87.85
		小 計	40,770,888	40,357,241	98.99
	滞納繰越分		822,451	470,414	57.20
	計		41,593,339	40,827,655	98.16
軽 自 動 車 税	現年課税分		93,542	91,032	97.32
	滞納繰越分		5,240	2,273	43.38
	計		98,782	93,305	94.46
たばこ税		3,521,551	3,521,555	100.00	
合 計		45,213,672	44,442,511	98.29	

平成28年5月末現在

平成26年度特別区税徴収実績（5月末決算額）

単位：千円・%

区 分		調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
特 別 区 民 税	現 年 度	普通徴収分	12,178,774	11,738,081	96.38
		特別徴収分	27,813,170	27,788,370	99.91
		過年度分	151,274	113,826	75.24
		小 計	40,143,218	39,640,277	98.75
	滞納繰越分	960,176	527,438	54.93	
	計	41,103,394	40,167,715	97.72	
軽 自 動 車 税	現年課税分	94,103	90,609	96.29	
	滞納繰越分	7,719	2,492	32.28	
	計	101,822	93,101	91.44	
た ば こ 税		3,560,136	3,560,136	100.00	
合 計		44,765,352	43,820,952	97.89	

平成27年5月末現在

平成25年度特別区税徴収実績（5月末決算額）

単位：千円・%

区 分		調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
特 別 区 民 税	現 年 度	普通徴収分	11,221,371	10,733,388	95.65
		特別徴収分	26,802,990	26,770,937	99.88
		過年度分	141,958	119,485	84.17
		小 計	38,166,319	37,623,810	98.58
	滞納繰越分	1,275,651	662,695	51.95	
	計	39,441,970	38,286,505	97.07	
軽 自 動 車 税	現年課税分	93,396	89,823	96.17	
	滞納繰越分	8,499	2,779	32.70	
	計	101,895	92,602	90.88	
た ば こ 税		3,665,011	3,665,011	100.00	
合 計		43,208,876	42,044,118	97.30	

平成26年5月末現在

平成24年度特別区税徴収実績（5月末決算額）

単位：千円・%

区 分		調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
特 別 区 民 税	現 年 度	普通徴収分	10,965,103	10,404,686	94.89
		特別徴収分	26,363,138	26,311,226	99.80
		過年度分	179,329	149,720	83.49
		小 計	37,507,570	36,865,632	98.29
	滞納繰越分	1,545,828	693,434	44.86	
	計	39,053,398	37,559,066	96.17	
軽 自 動 車 税	現年課税分	93,968	90,395	96.20	
	滞納繰越分	13,141	4,539	34.54	
	計	107,108	94,934	88.63	
た ば こ 税		3,331,516	3,331,516	100.00	
合 計		42,492,022	40,985,516	96.45	

平成25年5月末現在

6 危機管理室

他課との連携事業一覧

事業名	他課と連携が必要な項目	連携課
危機管理対策全般	震災、火災、大規模事故など危機事象への初動対応および全庁調整など	防災課ほか
新型インフルエンザ等対策	新型インフルエンザ等対策の実施について	保健予防課

6 危機管理室

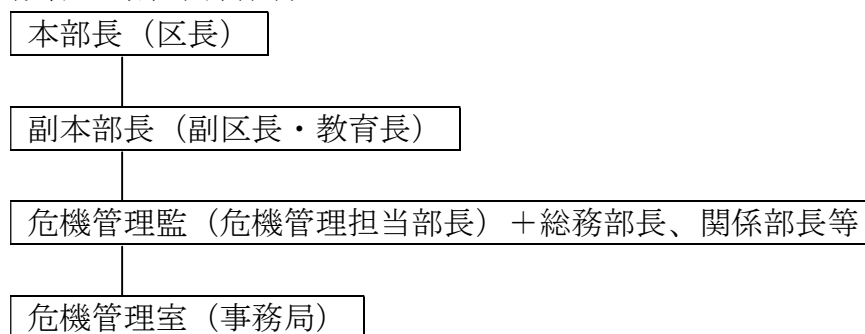
(1) 危機管理担当（主査）

① 緊急対応（危機発生時）

a 全庁をあげて取り組むべき危機事象の場合

初動体制に遺漏のないよう、当該事案について危機管理室が所掌し、対応方針の立案と連絡調整を図る。⇒危機管理対策本部の設置

危機管理対策本部体制



b 新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合

国内外で新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合、品川区新型インフルエンザ等対策本部条例により、区長を本部長とする対策本部を設置し、全庁体制で対応するとともに、関係機関との連携・調整を図る。

c 震災、水防など所管や体制が確立されている場合

所管部と一体となって初動期の連絡調整等に対処し、それぞれの対策本部等の体制が整えば、危機管理室はサポート役に廻る。

② その他

a 事例ごとに必要とされる危機管理マニュアルの作成

b 庁内ならびに区内関係機関への緊急連絡網の整備

c 特殊技能を持つ職員の把握（外国語、建築士、保健師・看護師、海外経験等）

d 職員への危機管理意識の啓発

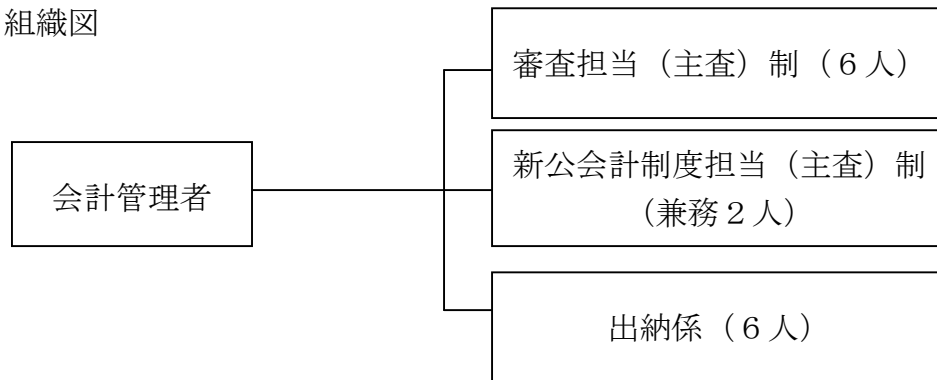
e 区施設・事業等運営サポート（警備）業務の実施

※国民保護に関する事務は平成19年度より防災課に移管

会計管理室の事務事業概要(平成29年度)

1 会計管理室組織

- (1) 会計管理者の設置（地方自治法第 168 条）
 - ・ 区市町村に会計管理者一人を置く。
- (2) 出納員および会計職員(地方自治法第 171 条)
 - ・ 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。
- (3) 組織図



2 分掌事務

- (1) 法に基づく会計管理者の事務（地方自治法第 170 条第 2 項）
 - ① 現金の出納および保管
 - ② 小切手の振り出し
 - ③ 有価証券の出納および保管
 - ④ 物品の出納および保管
 - ⑤ 現金および財産の記録管理
 - ⑥ 支出負担行為の確認
 - ⑦ 決算の調製
- (2) その他の事務
 - ① 基金に関すること
 - ② 指定金融機関に関すること
 - ③ 債権管理審議会の運営
 - ④ その他会計に関すること
 - i 債権管理に関する法律相談の実施
 - ii 事業者経営分析の実施
 - iii 金融機関調査会の運営
 - iv 新公会計制度の導入に関すること

3 係の分掌事務(会計管理室規則第4条)

(1) 審査担当(主査)

- ① 室の予算、決算および会計に関すること
- ② 会計事務の指導に関すること
- ③ 収支命令の審査に関すること
- ④ 指定金融機関に関すること
- ⑤ 物品の出納および保管に関すること
- ⑥ 有価証券および担保物の出納および保管に関すること
- ⑦ 財産の記録保管に関すること
- ⑧ 用品の調達に関すること
- ⑨ 室内他係に属しないこと
 - i 債権管理審議会の運営
 - ii 債権管理に関する法律相談の実施
 - iii 事業者経営分析の実施

(2) 出納係

- ① 収支命令の執行に関すること
- ② 小切手に関すること
- ③ 雑部金に関すること
- ④ 決算に関すること
- ⑤ 基金に関すること
- ⑥ 支払資金に関すること
- ⑦ 金融機関調査会の運営

(3) 新公会計制度担当(主査)

- ① 新公会計制度の導入に関すること

4 金融機関の指定(地方自治法第235条第2項)

- ・ 区市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、公金の収納または支払の事務を取り扱わせることができる。
- ・ 品川区指定金融機関：(株)みずほ銀行

(平成14年4月1日告示第104号)

5 債権管理審議会

目 的	第三者機関である債権管理審議会の意見を聴き、私債権等の放棄その他を適正に行うことを目的とする。
委員構成	学識経験者 4名
開催回数	2回（平成28年度）

6 債権管理に関する法律相談委託

目 的	債権管理に関する事務処理を適正・迅速に行うことを目的とする。
実施方法	電子メールによる相談および対面による相談を弁護士に委託する。
相談件数	15件（平成28年度）

7 事業者経営分析

目 的	行政サービスの安定した提供を確保することを目的とする。
実施方法	区の契約の相手方の経営状況の分析を公認会計士に委託する。
実施数	52回 147件（平成28年度）

8 金融機関調査会

目 的	区が保有する公金を確実かつ有利に運用するため、金融機関の安全性等の調査・研究をすることを目的とする。
委員構成	学識経験者 2名 区職員 2名
開催回数	3回（平成28年度）

9 新公会計検討委員会

目 的	新公会計制度（複式簿記・発生主義会計）について総合的に検討することを目的とする。
委員構成	担任副区長 1名 各部長 15名
開催回数	2回（平成28年度）

10 公金の保有状況

(平成29年3月末現在) (単位:円)

	預金・債券合計	定期預金	決済用普通預金	当座預金	国債	政府保証債等
歳計現金他	38,860,370,643	3,000,215,822	35,659,000,000	1,154,821	0	200,000,000
現金	38,860,370,643	3,000,215,822	35,659,000,000	1,154,821	—	—
みずほ銀行	38,650,154,821	3,000,000,000	35,649,000,000	1,154,821	—	—
他行	10,215,822	215,822	10,000,000	0	—	—
債券	200,000,000	—	—	—	0	200,000,000
基金	90,383,168,726	841,353,300	21,957,349,677	0	7,986,665,749	59,597,800,000
現金	22,798,702,977	841,353,300	21,957,349,677	0	—	—
みずほ銀行	12,553,795,677	0	12,553,795,677	0	—	—
他行	10,244,907,300	841,353,300	9,403,554,000	0	—	—
債券	67,584,465,749	—	—	—	7,986,665,749	59,597,800,000
現金合計	61,459,073,620	3,841,569,122	57,616,349,677	1,154,821	—	—
債券合計	67,784,465,749	—	—	—	7,986,665,749	59,597,800,000
総合計	129,243,539,369	3,841,569,122	57,616,349,677	1,154,821	7,986,665,749	59,597,800,000

11 公金収納取扱件数の推移

(単位:件)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	窓口	497,021	496,456	492,802	505,233	522,427
	口座振替	468,220	517,348	487,731	494,194	536,055
小計		965,241	1,013,804	980,533	999,427	1,058,482
ゆうちょ銀行	窓口	197,833	190,269	178,572	172,705	169,849
	口座振替	96,653	105,149	98,057	98,827	109,452
	郵便振替	5,544	4,546	3,768	2,913	1,380
小計		300,030	299,964	280,397	274,445	280,681
コンビニ	特別区民税 軽自動車税	176,595	186,202	188,065	184,309	138,451
	国民健康保険料	213,631	218,828	210,580	207,841	199,054
	後期高齢者 医療保険料	22,772	23,084	25,845	28,222	30,960
	介護保険料	38,938	42,439	46,429	46,659	47,552
小計		451,936	470,553	470,919	467,031	416,017
合計		1,717,207	1,784,321	1,731,849	1,740,903	1,755,180

平成29年度

事務事業概要

品川区選挙管理委員会

1 選挙管理委員会の設置および職務

(1) 設置の根拠・組織・運営

- ① 地方自治法第181条～194条（昭22・法67）
- ② 品川区選挙管理委員会規程（平元・選告示2）
- ③ 品川区選挙管理委員会事務局規程（昭57・選訓令甲1）

(2) 職務

- ① 区議会議員・区長選挙の管理執行
- ② 国および東京都の選挙ならびに最高裁判所裁判官国民審査の執行
- ③ 東京海区漁業調整委員会委員選挙の執行
- ④ 選挙人名簿および在外選挙人名簿の調製
- ⑤ 東京海区漁業調整委員会委員の選挙人名簿の調製
- ⑥ 選挙啓発
- ⑦ 検察審査員候補者予定者の選定
- ⑧ 裁判員候補者予定者の選定
- ⑨ 公職の候補者等の政治活動に関すること。
- ⑩ 直接請求に関すること。

(3) 委員

- ① 定 数 4名（外に同数の補充員）
- ② 任 期 4年（平成30年10月23日まで）
- ③ 選任方法 委 員→選挙権を有する者のうちから区議会において選挙する。
（地方自治法第182条第1項）

補充員→選挙権を有する者のうちから委員と同数を区議会において選挙する。（地方自治法第182条第2項）

委員・ 補充員の別	氏 名	所属党派	就任年月日	職 名
委 員	横 山 宏	無 所 属	平成26年10月24日	委員長
同 上	塚 直 隆	公 明 党	同 上	委員長職務代理者
同 上	林 和 也	自由民主党	同 上	
同 上	飛 田 徹 夫	民 進 党	同 上	
補充員	三 上 博 志	公 明 党	同 上	
同 上	土 井 洋 一	民 主 党	同 上	
同 上	西 元 毅	無 所 属	同 上	
同 上	原 雅 美	無 所 属	同 上	

※委員長・同職務代理者としての就任年月日および補充員の順序の決定については、平成26年10月30日付。

(4) 事務局

設置および組織・所掌事項

① 設置

- ・ 地方自治法第191条
- ・ 品川区選挙管理委員会事務局規程

② 組織

事務局 8人 (平成29年4月1日現在)

③ 所掌事項

- ・ 委員会に関すること。
- ・ 選挙人名簿に関すること。
- ・ 在外選挙人名簿に関すること。
- ・ 各種選挙および国民審査の執行に関すること。
- ・ 選挙争訟に関すること。
- ・ 品川区明るい選挙推進協議会に関すること。
- ・ 選挙の啓発および周知に関すること。
- ・ 選挙および投票の統計に関すること。
- ・ 検察審査員候補者予定者の選定に関すること。
- ・ 裁判員候補者予定者の選定に関すること。
- ・ 各種投票および直接請求の事務に関すること。
- ・ 選挙に関する調査および資料の収集に関すること。
- ・ 事務局の庶務に関すること。

2 事務事業内容

(1) 選挙管理委員会の運営

- ① 委員会（定例会月2回第2・第4火曜日午前10時～・臨時会）
- ② 関係機関会議

(2) 公職選挙法に基づく管理執行事務

- ① 選挙人名簿の調製（公職選挙法第19条～第30条、同施行令第10条～第22条の2）

ア 登録

(a) 定時登録

住民基本台帳に3か月以上登録され、登録資格を有する者を3、6、9および12月の各月の1日を基準日とし当該月の1日に登録する。

* 平成29年3月2日現在

登録者	323,393人
男	157,790人
女	165,603人

(b) 選挙時登録

選挙が行われる際、定められた基準日に登録資格を有する者を登録日に登録する。

イ 閲覧

選挙の期日の公示、または告示の日から選挙の期日後5日に当たる日までの間を除いて、名簿の抄本を閲覧に供する。

ウ 異動処理・抹消

随時、名簿登録者のうち、転出、転居、修正など、名簿記載事項に変更のあった者の異動処理をする。また登録されている者が死亡したり、国籍を喪失したとき、または区外転出後4か月経過したときは名簿から抹消処理する。

- ② 在外選挙人名簿の調製（公職選挙法第30条の2～第30条の15、同施行令第23条～第23条の18）

ア 登録

年齢満18年以上の日本国民で、引き続き3か月以上その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する者を、申請に基づき随時登録する。

* 平成29年4月11日現在

登録者	966人
男	485人
女	481人

イ 在外選挙人証の交付

在外選挙人名簿に登録した者に、在外選挙人証を交付する。

ウ 閲覧

選挙の期日の公示、または告示の日から選挙の期日後5日に当たる日までの間を除いて、名簿の抄本を閲覧に供する。

エ 異動処理・抹消

随時、名簿登録者のうち、選挙権を有しなくなったことまたは国内において住民票が新たに作成されたことを知った場合は、直ちに異動処理をする。

また、登録されている者が死亡、国籍喪失したとき、または国内において新たに住民票が作成された日後4か月経過したときは名簿から抹消処理する。

- ③ 公職の候補者等の政治活動に関する事務（公職選挙法第147条）
公職選挙法第143条第16項の規定に違反した立札、看板およびポスターの撤去命令などを行う。
- ④ 滞在地不在者投票事務（公職選挙法施行令第55条～第56条）
- ⑤ 選挙権および被選挙権に関する通知および処理事務（公職選挙法第11条）
- ⑥ 郵便等投票証明書交付事務（公職選挙法施行令第59条の3～第59条の3の3）
- ⑦ 選挙人名簿登録証明書交付事務（公職選挙法施行令第18条）
- ⑧ 南極選挙人証交付事務（公職選挙法施行令第59条の7）

(3) 検察審査員候補者予定者の選定（検察審査会法第10条、第11条）

選挙人名簿登録者から、検察審査員候補者の予定者として検察審査会から通知のあった員数をくじで選定後、検察審査員候補者予定者名簿を調製し、これを検察審査会に送付する。

(4) 裁判員候補者予定者の選定（裁判員法第21条、第22条）

選挙人名簿登録者から、裁判員候補者の予定者として地方裁判所から通知のあった員数をくじで選定後、裁判員候補者予定者名簿を調製し、これを地方裁判所に送付する。

(5) 東京海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製（漁業法第89条、第94条）

毎年9月1日現在で選挙人の選挙資格を調査し、10月15日までに選挙人名簿を調製の上、12月5日に確定する。

*** 平成28年度品川区登録者数 33名（男21名、女12名）**

(6) 選挙啓発の推進（公職選挙法第6条）

区民が民主主義の基盤である選挙の重要性を自覚し、明るい選挙の実現が図られるよう政治意識の向上をはかる。

① 啓発講座の開催

ア しいの木講座

区民を対象に年1回行う。

イ 地区教養講座

区民・明るい選挙推進委員を対象に品川区推進協議会と共催して行う。
2地区ずつ4ヵ所で開催。

* 参加人数の状況（平成28年度）

222人（品川・大崎地区 68人、大井東・八潮地区 27人、
大井西・荏原東地区 47人、荏原中・荏原西地区 80人）

② ポスター・コンクール

小・中学校および高等学校の児童生徒を対象に明るい選挙啓発ポスターを募集し、審査会において入選および特選を選定する。これらの作品には賞状・賞品を贈呈し、全応募作品は区の施設で展示する。

なお、特選は東京都の第2次審査へ提出し、一定数が更に国の第3次審査へ送られ、文部科学大臣・総務大臣賞などが選ばれる。

* 応募および入賞の状況（平成28年度）

[応募] 441点(小学生の部207点、中学生の部233点、
高校生の部1点)

[入選] 35点(小学生の部20点、中学生の部14点、
高校生の部1点)

[特選] 15点(小学生の部7点、中学生の部8点)

[奨励校] 八潮学園、荏原第五中学校

③ 新有権者へのメッセージカード

新たに有権者となる区民へ、主権者としての心構えや投票を促すメッセージを送付することにより、選挙への関心をより高め、若年層の投票率の向上を図る。

発行 月1回

方法 対象者に個別に送付する。

* 送付数（平成28年度） 2,267件

④ 出前選挙や模擬選挙の実施

選挙の仕組みを説明することや、実際の投票箱や記載台等を用いて架空の候補者の主張をもとに体験することで将来を担う若年層に選挙への関心を高める。

⑤ 選挙物品の貸し出し

次世代を担う児童・生徒に対する啓発活動の一環として、小・中学校および高等学校へ投・開票業務で実際に使用する物品を貸し出す。

* 貸出件数（平成28年度） 16件

(7) 明るい選挙推進協議会の活動援助

明るい選挙推進委員によって構成される明るい選挙推進協議会は、民主主義の基本である明るい選挙の実現に向け様々な活動を展開しており、その活動が円滑に推進できるように会の運営について側面から援助する。

① 会員数 185名（平成29年4月1日現在）

② 組織運営（平成28年度実績）

総会	1回
運営委員会	7回
専門部会	33回
地区会	72回
地区代表会	1回
都選管主催研修会など	1回

③ 事業活動

ア 話し合い活動（平成28年度実績708回 延人数5,423名）

明るい選挙推進委員が年間を通じて行う基本的な活動で、この活動が円滑に行えるよう援助する。

イ 話し合い助言者研修

話し合い活動において助言者となる明るい選挙推進委員に対し、話し合い活動のあり方や、心がまえについての研究、研修を行うことで、明るい選挙推進活動を強化する。

- ・ 新任研修（1回） 新任の明るい選挙推進委員に対し、活動の意義等を習得させる。
- ・ 現任研修（1回） 講演と討議で効果的な話し合い活動の方法、内容等を研修する。
- ・ 区外研修（1回） 他市の状況や文化施設などを見聞し、明るい選挙推進委員としての資質向上を図る。

ウ 啓発事業

啓発紙「しいの木かわら版」の発行、地区まつり等イベント会場や街頭での啓発活動に対し、必要な支援を行う。

* 平成28年度実績

「しいの木」発行	1回	「しいの木かわら版」発行	2回
イベント会場、街頭での啓発活動			15箇所
若年層への取組(啓発活動や意見交換会)			3回
成人式での啓発イベント協力			1回
出前選挙（小・中学校で実施）			16校

(8) 平成29年度執行予定の選挙

東京都議会議員選挙（7月2日執行）

選挙結果一覧

選挙名	執行日	当日有権者数（人）			投票者総数（人）			投票率（％）			備考
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
衆議院議員選挙	H26. 12. 14	151,611	159,545	311,156	82,501	84,779	167,280	54.42	53.14	53.76	小選挙区選出
	H24. 12. 16	149,906	157,341	307,247	93,424	97,932	191,356	62.32	62.24	62.28	小選挙区選出
	H21. 8. 30	147,786	154,360	302,146	97,336	102,161	199,497	65.86	66.18	66.03	小選挙区選出
	H17. 9. 11	141,819	147,530	289,349	91,311	98,294	189,605	64.39	66.63	65.53	小選挙区選出
参議院議員選挙	H 28. 7. 10	156,305	164,062	320,367	90,027	94,586	184,613	57.60	57.65	57.63	東京都選出
	H 25. 7. 21	150,485	158,063	308,548	81,276	83,327	164,603	54.01	52.72	53.35	東京都選出
	H 22. 7. 11	148,152	154,838	302,990	87,011	90,988	177,999	58.73	58.76	58.75	東京都選出
	H 19. 7. 29	144,965	151,075	296,040	82,661	85,978	168,639	57.02	56.91	56.96	東京都選出
東京都議会議員選挙	H 25. 6. 23	147,094	155,118	302,212	62,232	66,869	129,101	42.31	43.11	42.72	
	H 21. 7. 12	145,348	152,348	297,696	78,399	82,783	161,182	53.94	54.34	54.14	
	H 17. 7. 3	139,195	145,236	284,431	60,549	66,823	127,372	43.50	46.01	44.78	
	H 13. 6. 24	131,927	137,227	269,154	62,706	70,156	132,862	47.53	51.12	49.36	
東京都知事選挙	H 28. 7. 31	154,905	163,005	317,910	90,507	100,400	190,907	58.43	61.59	60.05	
	H 26. 2. 9	148,570	156,610	305,180	71,111	74,280	145,391	47.86	47.43	47.64	
	H 24. 12. 16	147,867	155,590	303,457	93,095	97,693	190,788	62.96	62.79	62.87	
	H 23. 4. 10	146,265	153,538	299,803	80,011	89,459	169,470	54.70	58.27	56.53	
品川区議会議員選挙	H 27. 4. 26	147,094	155,505	302,599	57,901	63,367	121,268	39.36	40.75	40.08	
	H 26. 10. 5	148,014	156,233	304,247	34,070	36,544	70,614	23.02	23.39	23.21	補欠選挙
	H 23. 4. 24	144,593	151,992	296,585	57,530	62,820	120,350	39.79	41.33	40.58	
	H 22. 10. 3	144,852	152,045	296,897	44,998	49,256	94,254	31.06	32.40	31.75	補欠選挙
品川区長選挙	H 26. 10. 5	148,015	156,233	304,248	34,078	36,557	70,635	23.02	23.40	23.22	
	H 22. 10. 3	144,852	152,045	296,897	45,009	49,270	94,279	31.07	32.40	31.75	
	H 18. 10. 8	144,022	149,763	293,785	45,670	51,680	97,350	32.54	35.24	33.92	
	H 15. 4. 27	133,349	138,610	271,959	54,587	62,798	117,385	40.94	45.31	43.16	(翌日開票)

※ H 4. 7. 26 参議院議員選挙から即日開票実施

※ H10. 7. 12 参議院議員選挙から、投票時間 2 時間延長・不在者投票事由緩和および投票時間午後 8 時まで延長

※ H16. 7. 11 参議院議員選挙から期日前投票実施

※ H28. 7. 10 参議院議員選挙から選挙権年齢を 18 歳以上に引き下げ

平成29年度

事務事業概要（監査委員事務局）

1. 監査委員

(1) 委員の設置

区に監査委員を置く。(法 § 195①)

(2) 委員の定数

4 名 (法 § 195②、令 § 140 の 2)

- ① 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）

(法 § 196①) 2 名

- ② 区議会議員 (法 § 196①、監査委員条例 § 1) 2 名

- ③ 常勤の監査委員の数

識見を有する者のうち 1 名 (法 § 196④⑤、令 § 140 の 4、監査委員条例 § 2)

(3) 選任方法

区長が、議会の同意を得て、識見を有する者および議員のうちから選任する。
(法 § 196①)

(4) 任 期

識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。(法 § 197)

(注) 法：地方自治法、 令：地方自治法施行令

2. 監査委員の主な職務権限

* 根拠法令欄の数字は地方自治法の条文を表す。ただし、財政健全化審査については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の条文を表す。

区 分		監査の対象および処置	根拠法令
一 般 監 査	定期監査 (所管別監査)	区の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理等について、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて監査する。 議会、区長および各関係機関等に結果を提出し、公表する。	199①④
	随時監査	区の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理等について、必要があると認めるときに監査する。 議会、区長および各関係機関等に結果を提出し、公表する。	199①⑤
	工事監査	区の事務事業の執行に関わる工事について、必要があると認めるときに行う。 議会、区長および各関係機関等に結果を提出し、公表する。	199①⑤
	行政監査	区の事務の執行について、必要があると認めるときに監査する。 議会、区長および各関係機関等に結果を提出し、公表する。	199②
特 別 監 査	財政援助団体等 監査	必要があると認めるとき、または区長の要求により、区が財政的援助を与えているものおよび公の施設の管理を行わせているもの等の出納その他の事務の執行で財政的援助に係るものを監査する。 議会、区長および各関係機関等に結果を提出し、公表する。	199⑦
	住民監査請求による 監査	区長、委員会、委員または職員による、違法・不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、または違法・不当に公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実が認められるとして、区民から監査の請求がなされた場合、当該事項について監査する。 監査結果は請求人に通知するとともに、公表する。 請求に理由があると認めるときは、議会および区長等に対し期間を示し必要な措置を講ずべきことを勧告する。	242

区 分		監査の対象および処置	根拠法令
特 別 監 査	直接請求による 監査	選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、区の事務の執行について監査の請求をすることができる。監査の結果に関する報告を決定し、これを代表者に送付し、かつ公表するとともに、議会および区長ならびに各関係機関等に提出する。	75
	例月出納検査	区の現金の出納を毎月検査し、その結果を議会および区長に提出する。	235 の 2 ①③
	決 算 審 査	区長から審査に付された決算および関係書類を審査し、意見を述べる。	233②③
	財政健全化審査	区長から審査に付された健全化判断比率を審査し、意見を述べる。	3①②
	基金運用状況審査	区長から審査に付された各基金の運用状況について審査し、意見を述べる。(決算審査と併せて行う。)	241⑤
	措 置 の 公 表	監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として、議会および区長ならびに各関係機関等が措置を講じた場合は、その旨の通知を受け、公表する。	199⑫

3. 事務局

(1) 事務局の設置

監査委員に事務局を置く。(法 § 200②、監査委員条例 § 3)

(2) 組織および人員

事 務 局 長

監 査 担 当 主 査

4 名

4. 監査委員協議会

監査委員は独任制であるが、監査計画をはじめとして必要な事項を合議のうえ決定するため、原則として毎月 1 回監査委員協議会を開催する。